

重要事項説明書（訪問介護・介護予防訪問サービス）

訪問介護サービスの提供開始に当たり、厚生労働省令 37 号第 8 条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は、次のとおりです。

1. 利用対象の事業所概要

事業所名称	コープあいち福祉サービスひな
所在地	岡崎市日名南町 20 番地 3
介護保険指定事業所番号	2372101408
電話番号（代表）	0564-65-7933
FAX	0564-65-7932
提供可能サービス	訪問介護、介護予防訪問サービス
管理者	成川 智香子
サービス提供地域	岡崎市

2. コープあいちの概要

名称	生活協同組合コープあいち
代表者名	代表理事 理事長 森 政広
法人の種類	消費生活協同組合
主たる事務所所在地	愛知県名古屋市中東区猪高町大字上社字井堀 25 番地の 1
電話番号（代表）	052-703-1501

3. 事業所の職員体制等（2024年 4月1日現在）

職種	人員	勤務体制
管理者	1名	常勤
サービス提供責任者	3名以上	常勤3名、非常勤2人：介護福祉士5名
訪問介護員（常勤・非常勤）	2.5名以上 （常勤換算）	非常勤：介護福祉士 13名
事務担当者	1名	非常勤

4. 営業時間

営業日	営業時間
月曜日～土曜日（日曜日定休） ただし、1月1日～1月3日は除く	午前9時00分から午後5時30分までとする。 ただし訪問介護員等の派遣時間は 午前6時から午後10時までとする。

5. サービス利用料金及び利用者負担（介護保険適用分）

生活援助	
	単位数
20分以上45分未満	179
45分以上	220

身体介護	
	単位数
20分未満	163
20分～30分未満	244
30分～1時間未満	387
1時間～1時間30分未満	567
以降30分毎に	82

（介護保険適用分）

- (1) 上記単位に特定事業所加算Ⅱ（10%）が追加されます。
- (2) 早朝（午前6時～8時）と夜間（午後6時～10時）は、25%加算。ただし、前記時間内に開始した1回のサービスは、時間外も含む場合も25%加算対象時間になります。
- (3) サービス提供責任者の労力に着目した評価
 ※緊急時訪問介護加算・・・利用者や家族からの要請を受けて居宅サービス計画にない訪問介護を行なった時にサービス料金に加算させていただきます。（1回100単位）

（介護予防訪問サービス適用分）

対象	利用頻度	介護区分	単位数（1ヶ月）
I	週1回程度の利用が必要な場合	要支援1・2・ 総合事業対象者	1,176
II	週2回程度の利用が必要な場合	要支援1・2・ 総合事業対象者	2,349
III	IIを超える利用が必要な場合	要支援2	3,727

（介護保険・介護予防訪問サービス 共通適用分）

- (1) 利用者負担は自己負担割合に応じた額になります。
- (2) 上記単位に介護職員等処遇改善加算Ⅰ（24.5%）、
地域区分加算（1単位：10.21円）が追加されます。
- (3) サービス提供責任者の労力に着目した評価
 ※初回加算・・・新規に訪問介護計画書（介護予防訪問サービス計画）を作成した利用者に対しての加算200単位（初回訪問した月のみ）
- (4) 公費受給者の皆様につきましては、これまで通り負担に変更はございません。
- (5) 通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要した交通費は、事業所の実施地域を超える

地点から自宅までの交通費の実費をいただきます。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の通りいただきます。

*事業所の実施地域を超える地点から キロ数× 30円

6. キャンセルについて

- (1) 利用者がサービス内容を中止する場合には、速やかに次の連絡先（またはサービス提供責任者）までご連絡ください。 **TEL：0564-65-7933**
- (2) 利用者の都合でサービスを中止する場合は、サービス利用日の前日（午後5時00分）までにご連絡ください。当日キャンセルの場合は、キャンセル料を申し受ける事になりますので、ご了承ください。
(ただし、利用者の様態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料をいただかない場合もあります)
- (3) キャンセル料は、利用者負担金の支払とあわせてお支払いいただきます。

キャンセルの内容	キャンセル料	備考
サービス利用日当日の場合のみ	1回・・・1,000円	

7. サービス提供責任者の交代

- (1) 担当訪問介護員の変更を希望する場合は、ご相談ください。
- (2) 事業者の都合によりサービス提供責任者・訪問介護員を変更する場合は、管理者又はサービス提供責任者から事前に連絡します。(緊急の場合はご容赦ください)

8. 利用者負担金の支払方法

基本は、自動引き落としによる支払いをお願いします。

(ご指定の金融機関の口座から毎月1回引き落とします)

ご都合で自動引き落とし以外による支払方法については、ご相談ください。

利用者負担金は、毎月当月末に締めて、翌月27日に利用者指定の金融機関口座から引き落とします。(引き落としの際には事前に通知しますのでご確認ください)

なお、「償還払い」の場合には、一旦利用者が利用料(10割)を支払い、その後、市町村に対して保険給付分の請求をすることになります。

9. 相談窓口・苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

コープあいち福祉サービスひな	電話 0564-65-7933
窓口責任者 成川 智香子	FAX 0564-65-7932

○公的機関においても苦情申し出などができます。

公的機関名	電話番号
岡崎市介護保険課担当窓口	0564-23-6682
愛知県国民健康保険団体連合会	052-971-4165

10. 事故発生時、緊急時等の対応

- (1) 家族、主治医、介護支援専門員、東三河広域連合などへ連絡を迅速に行ない、適切な対応をします。
- (2) 事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体または財産に損害を及ぼした場合にはその損害を賠償します。
- (3) コープあいち福祉事業では、(株)アイアンドアイの生協福祉事業に関する総合保障制度に加入しています。

○緊急時等は下記の連絡先へご連絡ください。

コープあいち福祉サービスひな	0564-65-7933
対応可能時間	午前8時30分～午後5時30分

11. 秘密保持

- (1) 事業者、居宅介護支援専門員、及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密について、利用者や第三者の生命・身体などに危険がある場合などの正当な理由無く第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) あらかじめ利用者の書面による同意を得た場合は、前項の規定に関わらず、事業者は、介護保険法、介護予防・日常生活支援総合事業に関する法令に従い、利用者の居宅サービス計画（介護予防ケアプラン）に基づき、指定居宅サービス等を円滑に、効果的に実施する為に行うサービス担当者会議等において、必要最低限の利用者及びその家族状況等の個人情報を使用します。
- (3) 第1項の規程にかかわらず、事業者は高齢者虐待防止法に定める通報をなすことができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

12. 第三者評価の実施状況

提供するサービスの第三者評価実施はありません。

13. 虐待の防止

○事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者（管理者・成川 智香子）

- (2) 法人として虐待防止委員会を設置し、定期的に委員会を実施し結果の周知徹底を図っています。
- (3) 成年後見制度の利用を支援します。
- (4) 苦情解決体制を整備しています。
- (5) 従業者に対する虐待防止を啓発普及するための研修を実施しています。

1 4. 身体拘束等の禁止

- (1) 事業者は、サービスの提供において、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- (2) やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- (3) 事業者は、身体拘束等の適正化を図るための検討委員会開催とその結果の周知徹底を図ります。
- (4) 身体拘束等の適正化のための指針を整備するとともに、従業者に対し、研修を実施します。

1 5. BCP 計画の策定

- (1) 自然災害（台風含む）が事業所内で発生した場合において、事業を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定めています。
- (2) 新型コロナウイルス感染症同様の 2 類相当の感染者（感染疑いを含む）等が事業所内で発生した場合においても、サービス提供を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、定めた実施事項を平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定めています。

1 6. カスタマーハラスメントに関する指針

ご利用者様との信頼に基づいた関係を結ぶためにも下記の行動・行為があった際には、サービス提供の中止等をさせていただく場合がございます。

- (1) 大声や暴言、脅迫的な言動により、当事業所職員に迷惑を及ぼすこと（尊厳や人格を傷つけるような行為）
- (2) 当事業所職員に対する暴力行為、もしくはその恐れが強い場合。
- (3) 解決しがたい要求を繰り返し行い、業務を妨害すること。
- (4) 当事業所職員にみだりに接触すること、卑猥な発言などの公然わいせつ行為及びストーカー行為をする事。
- (5) 正当な理由なく居宅内・施設内に当事業所職員をとどませること。
- (6) 当事業所の了承を得ず、撮影や録音をすること。
- (7) 謝罪や謝罪文を強要すること。
- (8) 当事業所の備品、材料等の器物破損行為。
- (9) その他当事業所の迷惑となる行為及びサービス提供に支障をきたす行為。

17. その他重要事項

従業者に対する贈り物や飲食のもてなしはご遠慮させていただきます。

18. 介護サービス情報公表について

「介護サービス情報公表制度」により事業所の基本データとサービス提供の現状が閲覧できることになりました。下記のホームページより閲覧ください。

<http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/23/index.php>

愛知県 介護事業所検索「介護サービス情報公表システム」

検索



サービス契約に当り、重要事項説明書及びサービス内容説明書の説明をしました。

説明日	年 月 日
住 所	岡崎市日名南町20番地3
事業所名	コープあいち福祉サービスひな
説 明 者	印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定訪問介護・指定介護予防訪問サービスの提供開始に同意しました。

利用者

説明日	年 月 日
住 所	
氏 名	印

ご家族

重要事項説明書（訪問介護・介護予防訪問サービス）

訪問介護サービスの提供開始に当たり、厚生労働省令 37 号第 8 条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は、次のとおりです。

1. 利用対象の事業所概要

事業所名称	コープあいち福祉サービス安城
所在地	愛知県安城市桜井町大役田 34-19
介護保険指定事業所番号	2373100342
電話番号（代表）	0566-95-5322
FAX	0566-99-1170
提供可能サービス	訪問介護 介護予防訪問サービス
管理者	内野 明里
サービス提供地域（介護）	安城市 西尾市 碧南市 刈谷市 知立市 高浜市
サービス提供地域（総合事業）	安城市のみ

2. コープあいちの概要

名称	生活協同組合コープあいち
代表者名	代表理事 理事長 森 政広
法人の種類	消費生活協同組合
主たる事務所所在地	愛知県名古屋市中区猪高町大字上社字井堀 25 番地の 1
電話番号（代表）	052-703-1501

3. 事業所の職員体制等（2024 年 9 月 1 日現在）

職種	人員	勤務体制
管理者	1 人	常勤：サービス提供責任者を兼務
サービス提供責任者	2 人以上	常勤：介護福祉士 3 人 （うち 1 人は管理者と兼務）
訪問介護員（非常勤）	2.5 人以上	非常勤：介護福祉士 10 人 初任者研修終了 4 人 ヘルパー 2 級 2 人
事務担当者	1 人	非常勤

4. 営業時間

営業日	営業時間
月～土曜日（日曜日休業、1/1～1/3 休業） 日曜日については相談可	午前 9 時から午後 5 時 30 分までとする。 ただし訪問介護員等の派遣時間は午前 6 時から午後 10 時までとする。

5. サービス利用料金及び利用者負担（介護保険適用分）

生活援助	
	単位数
20分以上45分未満	179
45分以上	220

身体介護	
	単位数
20分未満	163
20分～30分未満	244
30分～1時間未満	387
1時間～1時間30分未満	567
以降30分毎に	82

(介護保険適用分)

(1) 上記単位に特定事業所加算Ⅱ(10%)が追加されます。

(2) 早朝(午前6時～8時)と夜間(午後6時～10時)は、25%加算。

ただし、前記時間内に開始した1回のサービスは、時間外も含む場合も25%加算対象時間になります。

(3) サービス提供責任者の労力に着目した評価

※緊急時訪問介護加算・・・利用者や家族からの要請を受けて居宅サービス計画にない訪問介護を行った時にサービス料金に加算させていただきます(1回100単位)。

(介護予防訪問型サービス適用分)

対象	利用頻度	介護区分	単位数(1ヶ月)
I	週1回程度の利用が必要な場合	要支援1・2 総合事業対象者	1,176
II	週2回程度の利用が必要な場合	要支援1・2 総合事業対象者	2,349
III	IIを超える利用が必要な場合	要支援2	3,727

(介護保険・介護予防訪問サービス 共通適用分)

(1) 利用者負担は自己負担割合に応じた額になります。

(2) 上記単位に介護職員処遇改善加算Ⅰ(24.5% ※2024年6月より適用)

地域区分加算(1単位10.42円)が追加されます。

(3) サービス提供責任者の労力に着目した評価

※初回加算・・・新規に訪問介護計画書（訪問型サービス計画）を作成した利用者に対しての加算200単位（初回訪問した月のみ）。

- (4) 公費受給者の皆様につきましては、これまで通り負担に変更はありません。
- (5) 通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要した交通費は、事業所の実施地域を超える地点から自宅までの交通費の実費をいただきます。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の通りいただきます。

※事業所の実施地域を超える地点から、キロ数×30円

6. キャンセルについて

- (1) 利用者がサービス内容を中止する場合には、速やかに次の連絡先（またはサービス提供責任者）までご連絡ください。 **TEL：(0566) 95-5322**

- (2) 利用者の都合でサービスを中止する場合は、サービス利用日の前日（午後5時30分）までにご連絡ください。当日キャンセルの場合は、キャンセル料を申し受ける事になりますので、ご了承ください。

（ただし、利用者の様態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料をいただかない場合もあります）

- (3) キャンセル料は、利用者負担金の支払とあわせてお支払いいただきます。

キャンセルの内容	キャンセル料	備考
サービス利用日当日の場合のみ	1回・・・1,000円	

7. サービス提供責任者の交代

- (1) 担当訪問介護員の変更を希望する場合は、ご相談ください。
- (2) 事業者の都合により訪問介護員を変更する場合は、サービス提供責任者から事前に連絡します。（緊急の場合はご容赦ください）

8. 利用者負担金の支払方法

基本は、自動引き落としによる支払いをお願いします。

（ご指定の金融機関の口座から毎月1回引き落とします）

ご都合で自動引き落とし以外による支払方法については、ご相談ください。

利用者負担金は、毎月当月末に締めて、翌月27日に利用者指定の金融機関口座から引き落とします。（引き落としの際には事前に通知しますのでご確認ください）

なお、「償還払い」の場合には、一旦利用者が利用料を支払い、その後、市町村に対して保険給付分の請求をすることになります。

9. 相談窓口・苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

コープあいち福祉サービス安城 窓口責任者 内野 明里	電話 0566-95-5322 FAX 0566-99-1170
-------------------------------	-------------------------------------

○公的機関においても苦情申し出などができます。

公的機関名	電話番号
安城市 介護保険相談窓口 高齢福祉課	0566-71-2290
西尾市 介護保険相談窓口 長寿課	0563-56-2111
刈谷市 介護保険相談窓口 福祉健康部長寿課	0566-62-1013
碧南市 介護保険相談窓口 高齢介護課	0566-41-3311
知立市 介護保険相談窓口 長寿介護課	0566-83-1111
愛知県国民健康保険団体連合会	052-971-4165

10. 事故発生時・緊急時等の対応

- 家族、主治医、ケアマネージャー、安城市など各行政区へ連絡を迅速に行ない、適切な対応をします。
- 事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体または財産に損害を及ぼした場合にはその損害を賠償します。
- コープあいち福祉事業では、(株) アイアンドアイの生協福祉事業に関する総合保障制度に加入しています。
- 緊急時等は下記の連絡先へご連絡ください。

コープあいち福祉サービス安城	0566-95-5322
対応可能時間	午前9時～午後5時30分

11. 秘密保持

- (1) 事業者、居宅介護支援専門員、及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密について、利用者や第三者の生命・身体などに危険がある場合などの正当な理由無く第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) あらかじめ利用者の書面による同意を得た場合は、前項の規定に関わらず、事業者は、介護保険法、介護予防・日常生活支援総合事業に関する法令に従い、利用者の居宅サービス計画に基づき、指定居宅サービス等を円滑に、効果的に実施する為に行なうサービス担当者会議等において、必要最低限の利用者及びその家族状況等の個人情報を使用します。
- (3) 第1項の規程にかかわらず、事業者は高齢者虐待防止法に定める通報をなすことができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

12. 第三者評価の実施状況

提供するサービスの第三者評価はありません。

13. 虐待の防止

○事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者（管理者・内野 明里）
- (2) 法人として虐待防止委員会を設置し、定期的に委員会を実施し結果の周知徹底を図っています。
- (3) 成年後見制度の利用を支援します。
- (4) 苦情解決体制を整備しています。
- (5) 従業者に対する虐待防止を啓発普及するための研修を実施しています。

1 4. 身体拘束等の禁止

- (1) 事業者は、サービスの提供において、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- (2) やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- (3) 事業者は、身体拘束等の適正化を図るための検討委員会開催とその結果の周知徹底を図ります。
- (4) 身体拘束等の適正化のための指針を整備するとともに、従業者に対し、研修を実施します。

1 5. BCP 計画の策定

- (1) 自然災害（台風含む）が事業所内で発生した場合において、事業を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定めています。
- (2) 新型コロナウイルス感染症同様の2類相当の感染者(感染疑いを含む)等が事業所内で発生した場合においても、サービス提供を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、定めた実施事項を平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定めています。

1 6. カスタマーハラスメントに関する指針

ご利用者様との信頼に基づいた関係を結ぶためにも下記の行動・行為があった際には、サービス提供の中止等をさせていただく場合がございます。

- (1) 大声や暴言、脅迫的な言動により、当事業所職員に迷惑を及ぼすこと（尊厳や人格を傷つけるような行為）
- (2) 当事業所職員に対する暴力行為、もしくはその恐れが強い場合。
- (3) 解決しがたい要求を繰り返し行い、業務を妨害すること。
- (4) 当事業所職員にみだりに接触すること、卑猥な発言などの公然わいせつ行為及びストーーカー行為をする事。
- (5) 正当な理由なく居宅内・施設内に当事業所職員をとどまらせること。

- (6) 当事業所の了承を得ず、撮影や録音をすること。
- (7) 謝罪や謝罪文を強要すること。
- (8) 当事業所の備品、材料等の器物破損行為。
- (9) その他当事業所の迷惑となる行為及びサービス提供に支障をきたす行為。

17. その他重要事項

- (1) 従業者に対する贈り物や飲食のもてなしはご遠慮させていただきます。

18. 介護サービス情報公表について

「介護サービス情報公表制度」により事業所の基本データとサービス提供の現状が閲覧できることになりました。下記のホームページより閲覧ください。

<http://www.kaigokensaku.jp/23/>

愛知県 | 介護事業所検索「介護サービス情報公表システム」

検索

サービス契約に当り、重要事項説明書及びサービス内容説明書の説明をしました。

説明日	年 月 日
住所	愛知県安城市桜井町大役田 34-19
事業所名	コープあいち福祉サービス安城
説明者	印

私は、本書面に基ついて事業所から重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者

説明日	年 月 日
住 所	
氏 名	印

ご家族

説明日	年 月 日
住 所	
氏 名	印
利用者様との続柄	

代理人

重要事項説明書（訪問介護・介護予防訪問サービス）

訪問介護サービスの提供開始に当たり、厚生労働省令 37 号第 8 条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は、次のとおりです。

1. 利用対象の事業所概要

事業所名称	コープあいち福祉サービス岡崎
所在地	岡崎市竜美南 3 丁目 1 番地 24
介護保険指定事業所番号	2372100806
電話番号（代表）	0564-58-0397
FAX	0564-58-0321
提供可能サービス	訪問介護、介護予防訪問サービス
管理者	山口 文野
サービス提供地域	岡崎市 幸田町

2. コープあいちの概要

名称	生活協同組合コープあいち
代表者名	代表理事 理事長 森 政広
法人の種類	消費生活協同組合
主たる事務所所在地	愛知県名古屋市名東区猪高町大字上社字井堀 25 番地の 1
電話番号（代表）	052-703-1501

3. 事業所の職員体制等（2024 年 4 月 1 日現在）

職種	人員	勤務体制
管理者	1 名	常勤：サービス提供者兼務
サービス提供責任者	2 名以上	常勤：介護福祉士 3 名 (うち 1 人は管理者と兼務)
訪問介護員（常勤・非常勤）	2.5 名以上 (常勤換算)	非常勤：介護福祉士 6 名

4. 営業時間

営業日	営業時間
月曜日～土曜日（日曜日定休） ただし、1 月 1 日～1 月 3 日は除く	午前 9 時 00 分から午後 5 時 30 分までとする。 ただし訪問介護員等の派遣時間は 午前 6 時から午後 10 時までとする。

5. サービス利用料金及び利用者負担（介護保険適用分）

生活援助	
	単位数
20分以上45分未満	179
45分以上	220

身体介護	
	単位数
20分未満	163
20分～30分未満	244
30分～1時間未満	387
1時間～1時間30分未満	567
以降30分毎に	82

（介護保険適用分）

- (1) 上記単位に特定事業所加算Ⅱ（10%）が追加されます。
- (2) 早朝（午前6時～8時）と夜間（午後6時～10時）は、25%加算。ただし、前記時間内に開始した1回のサービスは、時間外も含む場合も25%加算対象時間になります。
- (3) サービス提供責任者の労力に着目した評価
 ※緊急時訪問介護加算・・・利用者や家族からの要請を受けて居宅サービス計画にない訪問介護を行なった時にサービス料金に加算させていただきます。（1回100単位）

（介護予防訪問サービス適用分）

対象	利用頻度	介護区分	単位数（1ヶ月）
I	週1回程度の利用が必要な場合	要支援1・2・ 総合事業対象者	1,176
II	週2回程度の利用が必要な場合	要支援1・2・ 総合事業対象者	2,349
III	IIを超える利用が必要な場合	要支援2	3,727

（介護保険・介護予防訪問サービス 共通適用分）

- (1) 利用者負担は自己負担割合に応じた額になります。
- (2) 上記単位に介護職員処遇改善加算Ⅰ（24.5%※ 2024年6月より適用）
 地域区分加算（1単位：10.21円）が追加されます。
- (3) サービス提供責任者の労力に着目した評価
 ※初回加算・・・新規に訪問介護計画書（介護予防訪問サービス計画）を作成した利用者に対しての加算200単位（初回訪問した月のみ）
- (4) 公費受給者の皆様につきましては、これまで通り負担に変更はございません。
- (5) 通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要した交通費は、事業所の実施地域を超える

地点から自宅までの交通費の実費をいただきます。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の通りいただきます。

*事業所の実施地域を超える地点から キロ数× 30円

6. キャンセルについて

- (1) 利用者がサービス内容を中止する場合には、速やかに次の連絡先（またはサービス提供責任者）までご連絡ください。 **TEL：0564-58-0397**
- (2) 利用者の都合でサービスを中止する場合は、サービス利用日の前日（午後5時00分）までにご連絡ください。当日キャンセルの場合は、キャンセル料を申し受ける事になりますので、ご了承ください。
(ただし、利用者の様態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料をいただかない場合もあります)
- (3) キャンセル料は、利用者負担金の支払とあわせてお支払いいただきます。

キャンセルの内容	キャンセル料	備考
サービス利用日当日の場合のみ	1回・・・1,000円	

7. サービス提供責任者の交代

- (1) 担当訪問介護員の変更を希望する場合は、ご相談ください。
- (2) 事業者の都合によりサービス提供責任者・訪問介護員を変更する場合は、管理者又はサービス提供責任者から事前に連絡します。(緊急の場合はご容赦ください)

8. 利用者負担金の支払方法

基本は、自動引き落としによる支払いをお願いします。

(ご指定の金融機関の口座から毎月1回引き落とします)

ご都合で自動引き落とし以外による支払方法については、ご相談ください。

利用者負担金は、毎月当月末に締めて、翌月27日に利用者指定の金融機関口座から引き落とします。(引き落としの際には事前に通知しますのでご確認ください)

なお、「償還払い」の場合には、一旦利用者が利用料(10割)を支払い、その後、市町村に対して保険給付分の請求をすることになります。

9. 相談窓口・苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

コープあいち福祉サービス岡崎	電話 0564-58-0397
窓口責任者 山口 文野	FAX 0564-58-0321

○公的機関においても苦情申し出などができます。

公的機関名	電話番号
岡崎市介護保険課担当窓口	0564-23-6682
愛知県国民健康保険団体連合会	052-971-4165

10. 事故発生時、緊急時等の対応

- (1) 家族、主治医、介護支援専門員、東三河広域連合などへ連絡を迅速に行ない、適切な対応をします。
- (2) 事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体または財産に損害を及ぼした場合にはその損害を賠償します。
- (3) コープあいち福祉事業では、(株)アイアンドアイの生協福祉事業に関する総合保障制度に加入しています。

○緊急時等は下記の連絡先へご連絡ください。

コープあいち福祉サービス岡崎	0564-58-0397
対応可能時間	午前8時30分～午後5時30分

11. 秘密保持

- (1) 事業者、居宅介護支援専門員、及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密について、利用者や第三者の生命・身体などに危険がある場合などの正当な理由無く第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) あらかじめ利用者の書面による同意を得た場合は、前項の規定に関わらず、事業者は、介護保険法、介護予防・日常生活支援総合事業に関する法令に従い、利用者の居宅サービス計画（介護予防ケアプラン）に基づき、指定居宅サービス等を円滑に、効果的に実施する為に行なうサービス担当者会議等において、必要最低限の利用者及びその家族状況等の個人情報を使用します。
- (3) 第1項の規程にかかわらず、事業者は高齢者虐待防止法に定める通報をなすことができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

12. 第三者評価の実施状況

提供するサービスの第三者評価実施はありません。

13. 虐待の防止

○事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者（管理者・山口 文野）

- (2) 法人として虐待防止委員会を設置し、定期的に委員会を実施し結果の周知徹底を図っています。
- (3) 成年後見制度の利用を支援します。
- (4) 苦情解決体制を整備しています。
- (5) 従業者に対する虐待防止を啓発普及するための研修を実施しています。

1 4. 身体拘束等の禁止

- (1) 事業者は、サービスの提供において、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- (2) やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- (3) 事業者は、身体拘束等の適正化を図るための検討委員会開催とその結果の周知徹底を図ります。
- (4) 身体拘束等の適正化のための指針を整備するとともに、従業者に対し、研修を実施します。

1 5. BCP 計画の策定

- (1) 自然災害（台風含む）が事業所内で発生した場合において、事業を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定めています。
- (2) 新型コロナウイルス感染症同様の 2 類相当の感染者（感染疑いを含む）等が事業所内で発生した場合においても、サービス提供を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、定めた実施事項を平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定めています。

1 6. カスタマーハラスメントに関する指針

ご利用者様との信頼に基づいた関係を結ぶためにも下記の行動・行為があった際には、サービス提供の中止等をさせていただく場合がございます。

- (1) 大声や暴言、脅迫的な言動により、当事業所職員に迷惑を及ぼすこと（尊厳や人格を傷つけるような行為）
- (2) 当事業所職員に対する暴力行為、もしくはその恐れが強い場合。
- (3) 解決しがたい要求を繰り返し行い、業務を妨害すること。
- (4) 当事業所職員にみだりに接触すること、卑猥な発言などの公然わいせつ行為及びストーカー行為をする事。
- (5) 正当な理由なく居宅内・施設内に当事業所職員をとどまらせること。
- (6) 当事業所の了承を得ず、撮影や録音をすること。
- (7) 謝罪や謝罪文を強要すること。
- (8) 当事業所の備品、材料等の器物破損行為。
- (9) その他当事業所の迷惑となる行為及びサービス提供に支障をきたす行為。

17. その他重要事項

従業者に対する贈り物や飲食のもてなしはご遠慮させていただきます。

18. 介護サービス情報公表について

「介護サービス情報公表制度」により事業所の基本データとサービス提供の現状が閲覧できることになりました。下記のホームページより閲覧ください。

<http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/23/index.php>

愛知県 介護事業所検索「介護サービス情報公表システム」

検索



重要事項説明書（訪問介護・介護予防訪問サービス）

訪問介護サービスの提供開始に当たり、厚生労働省令 37 号第 8 条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は、次のとおりです。

1. 利用対象の事業所概要

事業所名称	コープあいち福祉サービス蒲郡
所在地	蒲郡市水竹町横枕 3 番地 1
介護保険指定事業所番号	2 3 7 3 3 0 0 4 8 8
電話番号（代表）	0 5 3 3 - 6 7 - 1 8 1 1
FAX	0 5 3 3 - 6 7 - 1 8 1 2
提供可能サービス	訪問介護、介護予防訪問サービス
管理者	小栗 陽子
サービス提供地域	蒲郡市、額田郡幸田町、豊川市御津町

2. コープあいちの概要

名称	生活協同組合コープあいち
代表者名	代表理事 理事長 森 政広
法人の種類	消費生活協同組合
主たる事務所所在地	愛知県名古屋市中東区猪高町大字上社字井堀 25 番地の 1
電話番号（代表）	0 5 2 - 7 0 3 - 1 5 0 1

3. 事業所の職員体制等（2024年 4月1日現在）

職種	人員	勤務体制
管理者	1 名	常勤：サービス提供責任者を兼務
サービス提供責任者	1 名以上	常勤：介護福祉士 4 名 (うち 1 人は管理者と兼務)
訪問介護員（非常勤）	2. 5 以上 (常勤換算)	非常勤：2 2 名
事務担当者	1 名	非常勤：1 名

4. 営業時間

営業日	営業時間
月～土曜日（日曜日休業） 日曜日については相談可	午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 0 0 分までとする。 ただし訪問介護員等の派遣時間は 午前 6 時から午後 1 0 時までとする。

5. サービス利用料金及び利用者負担（介護保険適用分）

生活援助	
	単位数
20分以上45分未満	179
45分以上	220

身体介護	
	単位数
20分未満	163
20分～30分未満	244
30分～1時間未満	387
1時間～1時間30分未満	567
以降30分毎に	82

（介護保険適用分）

- (1) 上記単位に特定事業所加算Ⅱ（10%）が追加されます。
- (2) 早朝（午前6時～8時）と夜間（午後6時～10時）は、25%加算。ただし、前記時間内に開始した1回のサービスは、時間外も含む場合も25%加算対象時間になります。
- (3) サービス提供責任者の労力に着目した評価
 ※緊急時訪問介護加算・・・利用者や家族からの要請を受けて居宅サービス計画にない訪問介護を行なった時にサービス料金に加算させていただきます。（1回100単位）

（介護予防訪問サービス適用分）

対象	利用頻度	介護区分	単位数（1ヶ月）
I	週1回程度の利用が必要な場合	要支援1・2・ 総合事業対象者	1,176
II	週2回程度の利用が必要な場合	要支援1・2・ 総合事業対象者	2,349
III	IIを超える利用が必要な場合	要支援1・2・ 総合事業対象者	3,727

（介護保険・介護予防訪問サービス 共通適用分）

- (1) 利用者負担は自己負担割合に応じた額になります。
- (2) 上記単位に介護職員処遇改善加算Ⅰ（24.5% ※2024年6月より適用）
地域区分加算（1単位：10.21円）が追加されます。
- (3) サービス提供責任者の労力に着目した評価
 ※初回加算・・・新規に訪問介護計画書（介護予防訪問サービス計画）を作成した利用者に対しての加算200単位（初回訪問した月のみ）
- (4) 公費受給者の皆様につきましては、これまで通り負担に変更はございません。

- (5) 通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要した交通費は、事業所の実施地域を超える地点から自宅までの交通費の実費をいただきます。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の通りいただきます。

*事業所の実施地域を超える地点から キロ数× 30円

6. キャンセルについて

- (1) 利用者がサービス内容を中止する場合には、速やかに次の連絡先（またはサービス提供責任者）までご連絡ください。 **TEL：0533-67-1811**
- (2) 利用者の都合でサービスを中止する場合は、サービス利用日の前日（午後 5時 00 分）までにご連絡ください。当日キャンセルの場合は、キャンセル料を申し受ける事になりますので、ご了承ください。
- （ただし、利用者の様態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料をいただかない場合もあります）
- (3) キャンセル料は、利用者負担金の支払とあわせてお支払いいただきます。

キャンセルの内容	キャンセル料	備考
サービス利用日当日の場合のみ	1回・・・1,000円	

7. サービス提供責任者の交代

- (1) 担当訪問介護員の変更を希望する場合は、ご相談ください。
- (2) 事業者の都合によりサービス提供責任者・訪問介護員を変更する場合は、管理者又はサービス提供責任者から事前に連絡します。（緊急の場合はご容赦ください）

8. 利用者負担金の支払方法

基本は、自動引き落としによる支払いをお願いします。

（ご指定の金融機関の口座から毎月1回引き落とします）

ご都合で自動引き落とし以外による支払方法については、ご相談ください。

利用者負担金は、毎月当月末に締めて、翌月 27 日に利用者指定の金融機関口座から引き落とします。（引き落としの際には事前に通知しますのでご確認ください）

なお、「償還払い」の場合には、一旦利用者が利用料（10割）を支払い、その後、市町村に対して保険給付分の請求をすることになります。

9. 相談窓口・苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

コープあいち福祉サービス蒲郡	電話 0533-67-1811
窓口責任者 小栗 陽子	FAX 0533-67-1812

○公的機関においても苦情申し出などができます。

公的機関名	電話番号
東三河広域連合 介護保険課	0532-26-8471
幸田町介護保険相談窓口 福祉介護課	0564-63-5112
愛知県国民健康保険団体連合会	052-971-4165

10. 事故発生時、緊急時等の対応

- (1) 家族、主治医、介護支援専門員、東三河広域連合などへ連絡を迅速に行ない、適切な対応をします。
- (2) 事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体または財産に損害を及ぼした場合にはその損害を賠償します。
- (3) コープあいち福祉事業では、(株)アイアンドアイの生協福祉事業に関する総合保障制度に加入しています。

○緊急時等は下記の連絡先へご連絡ください。

コープあいち福祉サービス蒲郡	0533-67-1811
対応可能時間	午前8時30分～午後5時00分

11. 秘密保持

- (1) 事業者、居宅介護支援専門員、及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密について、利用者や第三者の生命・身体などに危険がある場合などの正当な理由無く第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) あらかじめ利用者の書面による同意を得た場合は、前項の規定に関わらず、事業者は、介護保険法、介護予防・日常生活支援総合事業に関する法令に従い、利用者の居宅サービス計画（介護予防ケアプラン）に基づき、指定居宅サービス等を円滑に、効果的に実施する為に行なうサービス担当者会議等において、必要最低限の利用者及びその家族状況等の個人情報を使用します。
- (3) 第1項の規程にかかわらず、事業者は高齢者虐待防止法に定める通報をなすことができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

12. 第三者評価の実施状況

提供するサービスの第三者評価実施はありません。

13. 虐待の防止

○事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者（管理者・小栗 陽子）

- (2) 法人として虐待防止委員会を設置し、定期的に委員会を実施し結果の周知徹底を図っています。
- (3) 成年後見制度の利用を支援します。
- (4) 苦情解決体制を整備しています。
- (5) 従業者に対する虐待防止を啓発普及するための研修を実施しています。

1 4. 身体拘束等の禁止

- (1) 事業者は、サービスの提供において、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- (2) やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- (3) 事業者は、身体拘束等の適正化を図るための検討委員会開催とその結果の周知徹底を図ります。
- (4) 身体拘束等の適正化のための指針を整備するとともに、従業者に対し、研修を実施します。

1 5. BCP 計画の策定

- (1) 自然災害（台風含む）が事業所内で発生した場合において、事業を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定めています。
- (2) 新型コロナウイルス感染症同様の 2 類相当の感染者（感染疑いを含む）等が事業所内で発生した場合においても、サービス提供を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、定めた実施事項を平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定めています。

1 6. カスタマーハラスメントに関する指針

ご利用者様との信頼に基づいた関係を結ぶためにも下記の行動・行為があった際には、サービス提供の中止等をさせていただく場合がございます。

- (1) 大声や暴言、脅迫的な言動により、当事業所職員に迷惑を及ぼすこと（尊厳や人格を傷つけるような行為）
- (2) 当事業所職員に対する暴力行為、もしくはその恐れが強い場合。
- (3) 解決しがたい要求を繰り返し行い、業務を妨害すること。
- (4) 当事業所職員にみだりに接触すること、卑猥な発言などの公然わいせつ行為及びストーカー行為をする事。
- (5) 正当な理由なく居宅内・施設内に当事業所職員をとどまらせること。
- (6) 当事業所の了承を得ず、撮影や録音をすること。
- (7) 謝罪や謝罪文を強要すること。
- (8) 当事業所の備品、材料等の器物破損行為。
- (9) その他当事業所の迷惑となる行為及びサービス提供に支障をきたす行為。

17. その他重要事項

従業者に対する贈り物や飲食のもてなしはご遠慮させていただきます。

18. 介護サービス情報公表について

「介護サービス情報公表制度」により事業所の基本データとサービス提供の現状が閲覧できることになりました。下記のホームページより閲覧ください。

<http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/23/index.php>

愛知県 介護事業所検索「介護サービス情報公表システム」

検索



重要事項説明書

(訪問介護・介護予防・日常生活支援総合事業

第1号訪問事業 介護予防訪問介護相当サービス)

訪問介護サービスの提供開始に当り、厚生労働省令37号第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は、次のとおりです。

1. 利用対象の事業所概要

事業所名称	コープあいち福祉サービス春日井
所在地	春日井市八田町7-1-13 坂井ビル2階
介護保険指定事業所番号	2372500799
電話番号(代表)	0568-84-8971
FAX	0568-84-8981
提供可能サービス	訪問介護・介護予防訪問介護相当サービス
管理者	田中 陽子
サービス提供地域	春日井市

2. コープあいちの概要

名称	生活協同組合コープあいち
代表者名	代表理事 理事長 森 政広
法人の種類	消費生活協同組合
主たる事務所所在地	愛知県名古屋市中東区猪高町大字上社字井堀25番地の1
電話番号(代表)	052-703-1501

3. 事業所の職員体制等 (2024年4月1日現在)

職種	人員	備考
管理者	1名	サービス提供責任者を兼務(介護福祉士)
サービス提供責任者	2名	介護福祉士(常勤専従1名、常勤兼務1名)
訪問介護員	21名	常勤2名(サービス提供責任者兼務) 非常勤19名(うち介護福祉士10名)
事務担当者	1名	非常勤

4. 営業時間

営業日	営業時間
月曜日～土曜日(日曜日定休) 但し、12月29日～1月3日は休業	午前9時から午後5時30分 必要に応じて午前8時から夕方7時までの時間外への対応も行なうものとする。

5. サービス利用料金及び利用者負担(介護保険適用分)

生活援助	単位数
20分以上45分未満	179
45分以上	220

身体介護	単位数
20分未満	163
20分以上30分未満	244
30分以上1時間未満	387
1時間以上1時間30分未満	567
以降30分毎に	82

(1) 上記単位に特定事業所加算Ⅱ(10%)が追加されます。

(2) 早朝（午前6時～8時）と夜間（午後6時～10時）は、25%加算。但し、前記時間内に開始した1回のサービスは、時間外も含む25%加算対象時間になります。

(3) サービス提供責任者の労力に着目した評価

※緊急時訪問介護加算・・・利用者や家族からの要請を受けて居宅サービス計画にない訪問介護を行なった時にサービス料金に加算させていただきます。（1回100単位）

(介護予防訪問介護相当サービス適用分)

対象	利用頻度	介護区分	単位数（1ヶ月）
I	週1回程度の利用が必要な場合	要支援1・2 総合事業対象者	1,176
II	週2回程度の利用が必要な場合	要支援1・2 総合事業対象者	2,349
III	IIを超える利用が必要な場合	要支援1・2 総合事業対象者	3,727

(介護保険・介護予防訪問サービス 共通適用分)

(1) 利用者負担は自己負担割合に応じた額になります。

(2) 上記単位に介護職員処遇改善加算I（24.5% ※2024年6月より適用）
地域区分加算（1単位：10,21円）が追加されます。

(3) サービス提供責任者の労力に着目した評価

※初回加算・・・新規に訪問介護計画書（介護予防訪問介護担当サービス計画書）を作成した利用者に対しての加算（200単位：初回訪問した月のみ）

(4) 公費受給者の皆様につきましては、これまでどおり負担に変更はございません。

6. キャンセルについて

(1) 利用者がサービス内容を変更する場合には、速やかに次の連絡先（またはサービス提供責任者）までご連絡ください。 **TEL：0568-84-8971**

(2) 利用者の都合でサービスを中止する場合は、サービス利用日の前日（午後5時30分）までにご連絡ください。当日キャンセルの場合は、キャンセル料を申し受ける事になりますので、ご了承ください。（ただし、利用者の様態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料をいただかない場合もあります）

(3) キャンセル料は、利用者負担金の支払とあわせてお支払いいただきます。

キャンセルの内容	キャンセル料	備考
サービス利用日当日の場合のみ	1回・・・1,000円	

7. サービス提供責任者・訪問介護員の交代

(1) 担当のサービス提供責任者・訪問介護員の変更を希望する場合は、ご相談ください。

(2) 事業者の都合によりサービス提供責任者・訪問介護員を変更する場合は、管理者又はサービス提供責任者から事前に連絡します。（緊急の場合はご容赦ください）

8. 利用者負担金の支払方法

基本は、自動引き落としによる支払いをお願いします。

（ご指定の金融機関の口座から毎月1回引き落とします）

ご都合で自動引き落とし以外による支払方法については、ご相談ください。

利用者負担金は、毎月当月末に締めて、翌月27日に利用者指定の金融機関口座から引き落とします。（引き落としの際には事前に通知しますのでご確認ください）

なお、「償還払い」の場合には、一旦利用者が利用料（10割）を支払い、その後、市町村に対して保険給付分（9割）の請求をすることになります。

9. 相談窓口・苦情対応

○ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

コープあいち福祉サービス春日井	電話 0568-84-8971
窓口責任者 田中 陽子	FAX 0568-84-8981

○ 公的機関においても苦情申し出などができます。

公的機関名	電話番号
春日井市 介護保険相談窓口 介護高齢福祉課	0568-85-6921
愛知県国民健康保険団体連合会	052-971-4165

10. 事故発生時・緊急時等の対応

○ 家族、主治医などへ連絡を迅速に行ない、適切な対応をします。

○ 事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体または財産に損害を及ぼした場合にはその損害を賠償します。

○ コープあいち福祉事業では、(株)アイアンドアイの生協福祉事業に関する総合保障制度に加入しています。

○ 緊急時等は下記の連絡先へご連絡ください。

コープあいち福祉サービス春日井	0568-84-8971
対応可能時間	午前9時～午後5時30分

11. 秘密保持

(1) 事業者、居宅介護支援専門員、及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密について、利用者や第三者の生命・身体などに危険がある場合などの正当な理由無く第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

(2) あらかじめ利用者の書面による同意を得た場合は、前項の規定に関わらず、事業者は、介護保険法に関する法令に従い、利用者の居宅サービス計画に基づき、指定居宅サービス等を円滑に、効果的に実施する為に行なうサービス担当者会議等において、必要最低限の利用者及びその家族状況等の個人情報を使用します。

(3) 第1項の規程にかかわらず、事業者は高齢者虐待防止法に定める通報をなすことができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

12. 第三者評価の実施状況

提供するサービスの第三者評価実施はありません。

13. 虐待の防止

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 田中陽子
-------------	----------

(2) 法人として虐待防止委員会を設置し、定期的に委員会を実施し結果の周知徹底を図っています。

(3) 成年後見制度の利用を支援します。

(4) 苦情解決体制を整備しています。

(5) 従業者に対する虐待防止を啓発普及するための研修を実施しています。

14. 身体拘束等の禁止

(1) 事業者は、サービスの提供において、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

(2) やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

(3) 事業者は、身体拘束等の適正化を図るための検討委員会開催とその結果の周知徹底を図ります。

(4) 身体拘束等の適正化のための指針を整備するとともに、従業者に対し、研修を実施します。

15. BCP 計画の策定

- (1) 自然災害（台風含む）が事業所内で発生した場合において、事業を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定めています。
- (2) 新型コロナウイルス感染症同様の2類相当の感染者（感染疑いを含む）等が事業所内で発生した場合においても、サービス提供を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、定めた実施事項を平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定めています。

16. カスタマーハラスメントに関する指針

ご利用者様との信頼に基づいた関係を結ぶためにも下記の行動・行為があった際には、サービス提供の中止等をさせていただく場合がございます。

- (1) 大声や暴言、脅迫的な言動により、当事業所職員に迷惑を及ぼすこと（尊厳や人格を傷つけるような行為）
- (2) 当事業所職員に対する暴力行為、もしくはその恐れが強い場合。
- (3) 解決しがたい要求を繰り返し行い、業務を妨害すること。
- (4) 当事業所職員にみだりに接触すること、卑猥な発言などの公然わいせつ行為及びストーカー行為をする事。
- (5) 正当な理由なく居宅内・施設内に当事業所職員をとどまらせること。
- (6) 当事業所の了承を得ず、撮影や録音をすること。
- (7) 謝罪や謝罪文を強要すること。
- (8) 当事業所の備品、材料等の器物破損行為。
- (9) その他当事業所の迷惑となる行為及びサービス提供に支障をきたす行為。

17. その他重要事項

従業者に対する贈り物や飲食のもてなしはご遠慮させていただきます。

18. 介護サービス情報公表について

「介護サービス情報公表制度」により事業所の基本データとサービス提供の現状が閲覧できることになりました。下記のホームページより閲覧ください。

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/23/index.php>

[愛知県 | 介護事業所検索「介護サービス情報公表システム」](#)

検索

重要事項説明書

(訪問介護・介護予防・日常生活支援総合事業

第1号訪問事業 介護予防訪問型サービス)

訪問介護サービスの提供開始に当たり、厚生労働省令37号第8条に基づいて、当事業者があな
なたに説明すべき事項は、次のとおりです。

1. 利用対象の事業所概要

事業所名称	コープあいち福祉サービス春日井
所在地	春日井市八田町7-1-13 坂井ビル2階
介護保険指定事業所番号	2372500799
電話番号(代表)	0568-84-8971
FAX	0568-84-8981
提供可能サービス	訪問介護・介護予防訪問型サービス
管理者	田中 陽子
サービス提供地域	小牧市

2. コープあいちの概要

名称	生活協同組合コープあいち
代表者名	代表理事 理事長 森 政広
法人の種類	消費生活協同組合
主たる事務所所在地	愛知県名古屋市中東区猪高町大字上社字井堀25番地の1
電話番号(代表)	052-703-1501

3. 事業所の職員体制等 (2024年4月1日現在)

職種	人員	備考
管理者	1名	サービス提供責任者を兼務(介護福祉士)
サービス提供責任者	2名	介護福祉士(常勤専従1名、常勤兼務1名)
訪問介護員	21名	常勤2名(サービス提供責任者兼務) 非常勤19名(うち介護福祉士10名)
事務担当者	1名	非常勤

4. 営業時間

営業日	営業時間
月曜日～土曜日(日曜日定休) 但し、12月29日～1月3日は休業	午前9時から午後5時30分 必要に応じて午前8時から夕方7時までの時間外への対応も行なうものとする。

5. サービス利用料金及び利用者負担(介護保険適用分)

生活援助	単位数
20分以上45分未満	179
45分以上	220

身体介護	単位数
20分未満	163
20分以上30分未満	244
30分以上1時間未満	387
1時間以上1時間30分未満	567
以降30分毎に	82

(1) 上記単位に特定事業所加算Ⅱ(10%)が追加されます。

(2) 早朝（午前6時～8時）と夜間（午後6時～10時）は、25%加算。但し、前記時間内に開始した1回のサービスは、時間外も含む25%加算対象時間になります。

(3) サービス提供責任者の労力に着目した評価

※緊急時訪問介護加算・・・利用者や家族からの要請を受けて居宅サービス計画にない訪問介護を行なった時にサービス料金に加算させていただきます。（1回100単位）

(介護予防訪問型サービス適用分)

対象	利用頻度	介護区分	単位数（1ヶ月）
I	週1回程度の利用が必要な場合	要支援1・2 総合事業対象者	1, 176
II	週2回程度の利用が必要な場合	要支援1・2 総合事業対象者	2, 349
III	IIを超える利用が必要な場合	要支援1・2 総合事業対象者	3, 727

(介護保険・予防専門型訪問サービス 共通適用分)

(1) 利用者負担は自己負担割合に応じた額になります。

(2) 上記単位に介護職員処遇改善加算I（24.5% ※2024年6月より適用）

地域区分加算（1単位：10,21円）が追加されます。

(3) サービス提供責任者の労力に着目した評価

※初回加算・・・新規に訪問介護計画書（介護予防サービス計画）を作成した利用者に対しての加算（200単位：初回訪問した月のみ）

(4) 公費受給者の皆様につきましては、これまで通り負担に変更はありません。

6. キャンセルについて

(1) 利用者がサービス内容を中止する場合には、速やかに次の連絡先（またはサービス提供責任者）までご連絡ください。 TEL：0568-84-8971

(2) 利用者の都合でサービスを中止する場合は、サービス利用日の前日（午後5時30分）までにご連絡ください。当日キャンセルの場合は、キャンセル料を申し受ける事になりますので、ご了承ください。（ただし、利用者の様態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料をいただかない場合もあります）

(3) キャンセル料は、利用者負担金の支払とあわせてお支払いいただきます。

キャンセルの内容	キャンセル料	備考
サービス利用日当日の場合のみ	1回・・・1,000円	

7. サービス提供責任者・訪問介護員の交代

(1) 担当のサービス提供責任者・訪問介護員の変更を希望する場合は、ご相談ください。

(2) 事業者の都合によりサービス提供責任者・訪問介護員を変更する場合は、管理者又はサービス提供責任者から事前に連絡します。（緊急の場合はご容赦ください）

8. 利用者負担金の支払方法

基本は、自動引き落としによる支払いをお願いします。

（ご指定の金融機関の口座から毎月1回引き落とします）

ご都合で自動引き落とし以外による支払方法については、ご相談ください。

利用者負担金は、毎月当月末に締めて、翌月27日に利用者指定の金融機関口座から引き落とします。（引き落としの際には事前に通知しますのでご確認ください）

なお、「償還払い」の場合には、一旦利用者が利用料（10割）を支払い、その後、市町村に対して保険給付分（9割）の請求をすることになります。

9. 相談窓口・苦情対応

○ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

コープあいち福祉サービス春日井	電話 0568-84-8971
窓口責任者 田中 陽子	FAX 0568-84-8981

○ 公的機関においても苦情申し出などができます。

公的機関名	電話番号
愛知県国民健康保険団体連合会	052-971-4165

春日井市 介護保険相談窓口 介護高齢福祉課	0568-85-6921
小牧市 介護保険相談窓口 介護保険課	0568-76-1153

10. 事故発生時・緊急時等の対応

- 家族、主治医などへ連絡を迅速に行ない、適切な対応をします。
- 事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体または財産に損害を及ぼした場合にはその損害を賠償します。
- コープあいち福祉事業では、(株)アイアンドアイの生協福祉事業に関する総合保障制度に加入しています。
- 緊急時等は下記の連絡先へご連絡ください。

コープあいち福祉サービス春日井	0568-84-8971
対応可能時間	午前9時～午後5時30分

11. 秘密保持

- (1) 事業者、居宅介護支援専門員、及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密について、利用者や第三者の生命・身体などに危険がある場合などの正当な理由無く第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) あらかじめ利用者の書面による同意を得た場合は、前項の規定に関わらず、事業者は、介護保険法に関する法令に従い、利用者の居宅サービス計画に基づき、指定居宅サービス等を円滑に、効果的に実施する為に行なうサービス担当者会議等において、必要最低限の利用者及びその家族状況等の個人情報を使用します。
- (3) 第1項の規程にかかわらず、事業者は高齢者虐待防止法に定める通報をなすことができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

12. 第三者評価の実施状況

提供するサービスの第三者評価実施はありません。

13. 虐待の防止

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 田中陽子
-------------	----------

(2) 法人として虐待防止委員会を設置し、定期的に委員会を実施し結果の周知徹底を図っています。

(3) 成年後見制度の利用を支援します。

(4) 苦情解決体制を整備しています。

(5) 従業者に対する虐待防止を啓発普及するための研修を実施しています。

14. 身体拘束等の禁止

(1) 事業者は、サービスの提供において、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

(2) やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

(3) 事業者は、身体拘束等の適正化を図るための検討委員会開催とその結果の周知徹底を図ります。

(4) 身体拘束等の適正化のための指針を整備するとともに、従業者に対し、研修を実施します。

15. BCP 計画の策定

(1) 自然災害（台風含む）が事業所内で発生した場合において、事業を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定めています。

(2) 新型コロナウイルス感染症同様の2類相当の感染者(感染疑いを含む)等が事業所内で発生した場合においても、サービス提供を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、定めた実施事項を平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定めています。

16. カスタマーハラスメントに関する指針

ご利用者様との信頼に基づいた関係を結ぶためにも下記の行動・行為があった際には、サービス提供の中止等をさせていただく場合がございます。

- (1) 大声や暴言、脅迫的な言動により、当事業所職員に迷惑を及ぼすこと（尊厳や人格を傷つけるような行為）
- (2) 当事業所職員に対する暴力行為、もしくはその恐れが強い場合。
- (3) 解決しがたい要求を繰り返し行い、業務を妨害すること。
- (4) 当事業所職員にみだりに接触すること、卑猥な発言などの公然わいせつ行為及びストーカー行為をする事。
- (5) 正当な理由なく居宅内・施設内に当事業所職員をとどまらせること。
- (6) 当事業所の了承を得ず、撮影や録音をすること。
- (7) 謝罪や謝罪文を強要すること。
- (8) 当事業所の備品、材料等の器物破損行為。
- (9) その他当事業所の迷惑となる行為及びサービス提供に支障をきたす行為。

17. その他重要事項

従業者に対する贈り物や飲食のもてなしはご遠慮させていただきます。

18. 介護サービス情報公表について

「介護サービス情報公表制度」により事業所の基本データとサービス提供の現状が閲覧できることになりました。下記のホームページより閲覧ください。

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/23/index.php>

検索



[愛知県 | 介護事業所検索「介護サービス情報公表システム」](#)

重要事項説明書（訪問介護・指定予防専門型訪問サービス）

訪問介護サービスの提供開始に当たり、厚生労働省令 37 号第 8 条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は、次のとおりです。

1. 利用対象の事業所概要

事業所名称	コープあいち福祉サービス春日井
所在地	春日井市八田町7-1-13 坂井ビル2階
介護保険指定事業所番号	2372500799
電話番号（代表）	0568-84-8971
FAX	0568-84-8981
提供可能サービス	訪問介護、指定予防専門型訪問介護
管理者	田中 陽子
サービス提供地域	名古屋市守山区

2. コープあいちの概要

名称	生活協同組合コープあいち
代表者名	代表理事 理事長 森 政広
法人の種類	消費生活協同組合
主たる事務所所在地	愛知県名古屋市名東区猪高町大字上社字井堀 25 番地の 1
電話番号（代表）	052-703-1501

3. 事業所の職員体制等（2024年 4月1日現在）

職種	人員	勤務体制
管理者	1人	常勤(サービス提供責任者と兼務)
サービス提供責任者	2人	介護福祉士(常勤専従1名、常勤兼務1名)
訪問介護員(常勤・非常勤)	21人	常勤2名(サービス提供責任者兼務) 非常勤19名(うち介護福祉士10名)
事務担当者	1人	非常勤

4. 営業時間

営業日	営業時間
月曜日から土曜日(日曜日定休) ただし、12月29日～1月3日は休業	基本として午前9時から午後5時半までとする。 必要に応じて午前8時から夕方7時までの時間外への対応も行なうものとする。

5, サービス利用料金及び利用者負担（介護保険適用分）

生活援助	単位数
20分以上45分未満	179
45分以上	220

身体介護	単位数
20分未満	163
20分以上30分未満	244
30分以上60分未満	387
60分以上90分未満	567
以降30分毎に	82

（介護保険適用分）

- （1）上記単位に**特定事業所加算Ⅱ（10%）**が追加されます。
- （2）**早朝（午前6時～8時）と夜間（午後6時～10時）**は、**25%加算**。但し、前記時間内に開始した1回のサービスは、時間外も含む**25%加算対象時間**になります。
- （3）サービス提供責任者の労力に着目した評価
 ※緊急時訪問介護加算・・・利用者や家族からの要請を受けて居宅サービス計画にない訪問介護を行なった時にサービス料金に加算（**1回100単位**）

（予防専門型訪問サービス適用分）

対象	利用頻度	介護区分	単位数（1ヶ月）
I	週1回程度の利用が必要な場合	要支援1・2 総合事業対象者	1,176
II	週2回程度の利用が必要な場合	要支援1・2 総合事業対象者	2,349
III	IIを超える利用が必要な場合	要支援1・2 総合事業対象者	3,727

（介護保険・**予防専門型訪問サービス** 共通適用分）

- （1）利用者負担は自己負担割合に応じた額になります。
- （2）上記単位に介護職員処遇改善加算Ⅰ（**24.5%** ※2024年6月より適用）
 地域区分加算（1単位：**10.21円**）が追加されます。
- （3）サービス提供責任者の労力に着目した評価
 ※初回加算・・・新規に訪問介護計画書（**介護予防サービス計画**）を作成した利用者に対しての加算（**200単位**：初回訪問した月のみ）
- （4）公費受給者の皆様につきましては、これまで通り負担に変更はありません。

6. キャンセルについて

(1) 利用者がサービス内容を中止する場合には、速やかに次の連絡先（またはサービス提供責任者）までご連絡ください。 **TEL : 0568-84-8971**

(2) 利用者の都合でサービスを中止する場合は、サービス利用日の前日（午後5時00分）までにご連絡ください。当日キャンセルの場合は、キャンセル料を申し受ける事になりますので、ご了承ください。

（ただし、利用者の様態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料をいただかない場合もあります）

(3) キャンセル料は、利用者負担金の支払とあわせてお支払いいただきます。

キャンセルの内容	キャンセル料	備考
サービス利用日当日の場合のみ	1回・・・1,000円	

7. サービス提供責任者の交代

(1) 担当訪問介護員の変更を希望する場合は、ご相談ください。

(2) 事業者の都合により訪問介護員を変更する場合は、管理者又はサービス提供責任者から事前に連絡します。（緊急の場合はご容赦ください）

8. 利用者負担金の支払方法

基本は、自動引き落としによる支払いをお願いします。

（ご指定の金融機関の口座から毎月1回引き落とします）

ご都合で自動引き落とし以外による支払方法については、ご相談ください。

利用者負担金は、毎月当月末に締めて、翌月27日に利用者指定の金融機関口座から引き落とします。（引き落としの際には事前に通知しますのでご確認ください）

なお、「償還払い」の場合には、一旦利用者が利用料（10割）を支払い、その後、市町村に対して保険給付分の請求をすることになります。

9. 相談窓口・苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

コープあいち福祉サービス春日井 窓口責任者 田中 陽子	電話 0568-84-8971 FAX 0568-84-8981
--------------------------------	-------------------------------------

○公的機関においても苦情申し出などができます。＜相談時間 9時00分～17時00分＞

公的機関名	電話番号
愛知県国民健康保険団体連合会	052-971-4165
春日井市 介護保険相談窓口 介護高齢福祉課	0568-85-6921
名古屋市 介護保険相談窓口 介護保険課	052-972-2591

10. 事故発生時、緊急時等の対応

- 家族、主治医、ケアマネジャー、行政窓口などへ連絡を迅速に行ない、適切な対応をします。
- 事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体または財産に損害を及ぼした場合にはその損害を賠償します。
- コープあいち福祉事業では、(株)アイアンドアイの生協福祉事業に関する総合保障制度に加入しています。
- 緊急時等は下記の連絡先へご連絡ください。

コープあいち福祉サービス春日井	0568-84-8971
対応可能時間	午前9時00分～午後5時30分

11. 秘密保持

- (1) 事業者、居宅介護支援専門員、及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密について、利用者や第三者の生命・身体などに危険がある場合などの正当な理由無く第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) あらかじめ利用者の書面による同意を得た場合は、前項の規定に関わらず、事業者は、介護保険法に関する法令に従い、利用者の居宅サービス計画に基づき、指定居宅サービス等を円滑に、効果的に実施する為に行なうサービス担当者会議等において、必要最低限の利用者及びその家族状況等の個人情報を使用します。
- (3) 第1項の規程にかかわらず、事業者は高齢者虐待防止法に定める通報をなすことができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

12. 第三者評価の実施状況

提供するサービスの第三者評価実施はありません。

13. 虐待の防止

○事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者（管理者・鶴川陽子）
- (2) 法人として虐待防止委員会を設置し、定期的に委員会を実施し結果の周知徹底を図っています。
- (3) 成年後見制度の利用を支援します。
- (4) 苦情解決体制を整備しています。
- (5) 従業者に対する虐待防止を啓発普及するための研修を実施しています。

14. 身体拘束等の禁止

- (1) 事業者は、サービスの提供において、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- (2) やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- (3) 事業者は、身体拘束等の適正化を図るための検討委員会開催とその結果の周知徹底を図ります。
- (4) 身体拘束等の適正化のための指針を整備するとともに、従業員に対し、研修を実施します。

15. BCP 計画の策定

- (1) 自然災害（台風含む）が事業所内で発生した場合において、事業を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定めています。
- (2) 新型コロナウイルス感染症同様の2類相当の感染者（感染疑いを含む）等が事業所内で発生した場合においても、サービス提供を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、定めた実施事項を平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定めています。

16. カスタマーハラスメントに関する指針

ご利用者様との信頼に基づいた関係を結ぶためにも下記の行動・行為があった際には、サービス提供の中止等をさせていただく場合がございます。

- (1) 大声や暴言、脅迫的な言動により、当事業所職員に迷惑を及ぼすこと（尊厳や人格を傷つけるような行為）
- (2) 当事業所職員に対する暴力行為、もしくはその恐れが強い場合。
- (3) 解決しがたい要求を繰り返し行い、業務を妨害すること。
- (4) 当事業所職員にみだりに接触すること、卑猥な発言などの公然わいせつ行為及びストーカー行為をする事。
- (5) 正当な理由なく居宅内・施設内に当事業所職員をとどまらせること。
- (6) 当事業所の了承を得ず、撮影や録音をすること。
- (7) 謝罪や謝罪文を強要すること。
- (8) 当事業所の備品、材料等の器物破損行為。
- (9) その他当事業所の迷惑となる行為及びサービス提供に支障をきたす行為。

17. その他重要事項

従業員に対する贈り物や飲食のもてなしはご遠慮させていただきます。

18. 介護サービス情報公表について

「介護サービス情報公表制度」により事業所の基本データとサービス提供の現状が閲覧できることになりました。下記のホームページより閲覧ください。

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/23/index.php>

愛知県 介護事業所検索「介護サービス情報公表システム」

検索



重要事項説明書サービス

(訪問介護・訪問介護相当サービス)

「訪問介護サービス」・「訪問介護相当サービス」の提供開始に当り、厚生労働省令 37 号第 8 条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は、次のとおりです。

1. 利用対象の事業所概要

事業所名称	コープあいち福祉サービス小牧
所在地	愛知県小牧市大字本庄 2018 番地の 2
介護保険指定事業所番号	2373802020
電話番号 (代表)	0568-39-5729
FAX	0568-78-0018
提供可能サービス	訪問介護・訪問介護相当サービス
管理者	黒田 幸
サービス提供地域	犬山市

2. コープあいちの概要

名称	生活協同組合コープあいち
代表者名	代表理事 理事長 森 政広
法人の種類	消費生活協同組合
主たる事務所所在地	愛知県名古屋市中区東区猪高町大字上社字井堀 25 番地の 1
電話番号 (代表)	052-703-1501

3. 事業所の職員体制等 (2024 年 4 月 1 日現在)

職種	人員	備考
管理者	1 名	サービス提供責任者を兼務
サービス提供責任者	3 名	常勤：介護福祉士 3 名
訪問介護員	10 名	常勤 2 名 非常勤 8 名 介護福祉士 (4 名)、介護職員初任者研修修了 (3 名)、ホームヘルパー 2 級 (3 名)
事務担当者	1 名	非常勤

4. 営業時間

営業日	営業時間
月曜日～土曜日 (日曜日定休) ただし、12 月 29 日～1 月 3 日は休業	基本として午前 9 時から午後 5 時 30 分までとする。

5. サービス利用料金及び利用者負担

(介護保険適用分)

生活援助		
	単位数	利用料金
20分以上45分未満	179	1,790円
45分以上	220	2,220円

身体介護		
	単位数	利用料金
20分未満	163	1,630円
20分～30分未満	244	2,440円
30分～60分未満	387	3,870円
60分～90分未満	567	5,670円
以降30分毎に	82	820円

地域区分加算（1単位：10.21円）、特定事業所加算Ⅱ（10%）

介護職員処遇改善加算Ⅰ（24.5% ※2024年6月より適用）

***利用者負担は自己負担割合に応じた額になります。**

(介護保険適用分)

- ① 早朝（午前6時～8時）と夜間（午後6時～10時）は、25%加算。ただし、前記時間内に開始した1回のサービスは、時間外も含む場合も25%加算対象時間になります。
- ② サービス提供責任者の労力に着目した評価
 - * **初回加算**・・・新規に訪問介護計画書を作成した利用者に対して200単位加算させていただきます。（初回訪問した月のみ）
 - * **緊急時訪問介護加算**・・・利用者や家族からの要請を受けて居宅サービス計画にない訪問介護を行なった時にサービス料金に100単位加算させていただきます。

※公費受給者の皆様につきましては、これまでどおり負担に変更はございません。

(介護予防適用分)

対象	利用頻度	介護区分	単位数（1ヶ月）
I	週1回程度の利用が必要な場合	要支援1・2 事業対象者	1,176
II	週2回程度の利用が必要な場合	要支援1・2 事業対象者	2,349
III	IIを超える利用が必要な場合	要支援2	3,727

地域区分加算（1単位：10.21円）、介護職員処遇改善加算Ⅰ（24.5% ※2024年6月より適用）

***利用者負担は自己負担割合に応じた額になります。**

サービス提供責任者の労力に着目した評価

*初回加算・・・新規に訪問介護相当サービス計画書を作成した利用者に対しての加算
200 単位加算させていただきます。(初回訪問した月のみ)

*公費受給者の皆様につきましては、これまでどおり負担に変更はございません。

※通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要した交通費は、事業所の実施地域を超える地点から自宅までの交通費の実費をいただきます。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の通りいただきます。

*事業所の実施地域を超える地点から、キロ数×30円

6. キャンセルについて

(1) 利用者がサービス内容を中止する場合には、速やかに次の連絡先（またはサービス提供責任者）までご連絡ください。 **TEL： 0568-39-5729**

(2) 利用者の都合でサービスを中止する場合は、サービス利用日の前日（午後5時30分）までにご連絡ください。当日キャンセルの場合は、キャンセル料を申し受ける事になりますので、ご了承ください。

(ただし、利用者の容体の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料をいただかない場合もあります)

(3) キャンセル料は、利用者負担金の支払とあわせてお支払いいただきます。

キャンセルの内容	キャンセル料	備考
サービス利用日当日の場合のみ	1回・・・1,000円	

7. サービス提供責任者・訪問介護員の交代

(1) 担当のサービス提供責任者・訪問介護員の変更を希望する場合は、ご相談ください。

(2) 事業者の都合によりサービス提供責任者・訪問介護員を変更する場合は、管理者又はサービス提供責任者から事前に連絡します。(緊急の場合はご容赦ください)

8. 利用者負担金の支払方法

基本は、自動引き落としによる支払いをお願いします。

(ご指定の金融機関の口座から毎月1回引き落とします)

ご都合で自動引き落とし以外による支払方法については、ご相談ください。

利用者負担金は、毎月当月末に締めて、翌月27日に利用者指定の金融機関口座から引き落とします。(引き落としの際には事前に通知しますのでご確認ください)

なお、「償還払い」の場合には、一旦利用者が利用料(10割)を支払い、その後、市町村に対して保険給付分(9割)の請求をすることになります。

9. 相談窓口・苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

コープあいち福祉サービス小牧 窓口責任者 黒田 幸	電話 0568-39-5729 FAX 0568-78-0018
------------------------------	-------------------------------------

○公的機関においても苦情申し出などができます。

公的機関名	電話番号
愛知県国民健康保険団体連合会	052-971-4165
犬山市 健康福祉部 高齢者支援課	0568-44-0325

10. 事故発生時・緊急時等の対応

○家族、主治医などへ連絡を迅速に行ない、適切な対応をします。

○事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体または財産に損害を及ぼした場合にはその損害を賠償します。

○コープあいち福祉事業では、(株)アイアンドアイの生協福祉事業に関する総合保障制度に加入しています。

○緊急時等は下記の連絡先へご連絡ください。

コープあいち福祉サービス小牧	0568-39-5729
対応可能時間	午前9時～午後5時30分

11. 秘密保持

- (1) 事業者、居宅介護支援専門員、及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密について、利用者や第三者の生命・身体などに危険がある場合などの正当な理由無く第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) あらかじめ利用者の書面による同意を得た場合は、前項の規定に関わらず、事業者は、介護保険法に関する法令に従い、利用者の居宅サービス計画(ケアプラン)等に基づき、指定居宅サービス等を円滑に、効果的に実施する為に行なうサービス担当者会議等において、必要最低限の利用者及びその家族状況等の個人情報を使用します。
- (3) 第1項の規程にかかわらず、事業者は高齢者虐待防止法に定める通報をなすことができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

12. 第三者評価の実施状況

提供するサービスの第三者評価実施はありません。

13. 虐待の防止

○事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者（管理者・黒田幸）
- (2) 法人として虐待防止委員会を設置し、定期的に委員会を実施し結果の周知徹底を図っています。
- (3) 成年後見制度の利用を支援します。
- (4) 苦情解決体制を整備しています。
- (5) 従業者に対する虐待防止を啓発普及するための研修を実施しています。

14. 身体拘束等の禁止

- (1) 事業者は、サービスの提供において、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- (2) やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- (3) 事業者は、身体拘束等の適正化を図るための検討委員会開催とその結果の周知徹底を図ります。
- (4) 身体拘束等の適正化のための指針を整備するとともに、従業者に対し、研修を実施します。

15. BCP 計画の策定

- (1) 自然災害（台風含む）が事業所内で発生した場合において、事業を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定めています。
- (2) 新型コロナウイルス感染症同様の2類相当の感染者(感染疑いを含む)等が事業所内で発生した場合においても、サービス提供を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、定めた実施事項を平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定めています。

16. カスタマーハラスメントに関する指針

ご利用者様との信頼に基づいた関係を結ぶためにも下記の行動・行為があった際には、サービス提供の中止等をさせていただく場合がございます。

- (1) 大声や暴言、脅迫的な言動により、当事業所職員に迷惑を及ぼすこと（尊厳や人格を傷つけるような行為）

- (2) 当事業所職員に対する暴力行為、もしくはその恐れが強い場合。
- (3) 解決しがたい要求を繰り返し行い、業務を妨害すること。
- (4) 当事業所職員にみだりに接触すること、卑猥な発言などの公然わいせつ行為及びストーカー行為をする事。
- (5) 正当な理由なく居宅内・施設内に当事業所職員をとどまらせること。
- (6) 当事業所の下承を得ず、撮影や録音をすること。
- (7) 謝罪や謝罪文を強要すること。
- (8) 当事業所の備品、材料等の器物破損行為。
- (9) その他当事業所の迷惑となる行為及びサービス提供に支障をきたす行為。

17. その他重要事項

- (1) 従業者に対する贈り物や飲食のもてなしはご遠慮させていただきます。

18. 介護サービス情報公表について

「介護サービス情報公表制度」により事業所の基本データとサービス提供の現状が閲覧できることになりました。下記のホームページより閲覧ください。

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/23/index.php>

[愛知県 介護事業所検索「介護サービス情報公表システム」](#)

検索



重要事項説明書サービス

(訪問介護・訪問介護相当サービス)

「訪問介護サービス」・「訪問型サービス現行相当計画」の提供開始に当り、厚生労働省令 37 号第 8 条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は、次のとおりです。

1. 利用対象の事業所概要

事業所名称	コープあいち福祉サービス小牧
所在地	愛知県小牧市大字本庄 2018 番地の 2
介護保険指定事業所番号	2373802020
電話番号 (代表)	0568-39-5729
FAX	0568-78-0018
提供可能サービス	訪問介護・訪問介護相当サービス
管理者	黒田 幸
サービス提供地域	江南市

2. コープあいちの概要

名称	生活協同組合コープあいち
代表者名	代表理事 理事長 森 政広
法人の種類	消費生活協同組合
主たる事務所所在地	愛知県名古屋市名東区猪高町大字上社字井堀 25 番地の 1
電話番号 (代表)	052-703-1501

3. 事業所の職員体制等 (2024 年 4 月 1 日現在)

職種	人員	備考
管理者	1 名	サービス提供責任者を兼務
サービス提供責任者	3 名	常勤：介護福祉士 3 名
訪問介護員	10 名	常勤 2 名 非常勤 8 名 介護福祉士 (4 名)、介護職員初任者研修修了 (3 名)、ホームヘルパー 2 級 (3 名)
事務担当者	1 名	非常勤

4. 営業時間

営業日	営業時間
月曜日～土曜日 (日曜日定休) ただし、12 月 29 日～1 月 3 日は休業	基本として午前 9 時から午後 5 時 30 分までとする。

5. サービス利用料金及び利用者負担

(介護保険適用分)

生活援助		
	単位数	利用料金
20分以上45分未満	179	1,790円
45分以上	220	2,220円

身体介護		
	単位数	利用料金
20分未満	163	1,630円
20分～30分未満	244	2,440円
30分～1時間未満	387	3,870円
1時間～1時間30分未満	567	5,670円
以降30分毎に	82	820円

地域区分加算（1単位：10.21円）、特定事業所加算Ⅱ（10%）

介護職員処遇改善加算Ⅰ（24.5% ※2024年6月より適用）

*利用者負担は自己負担割合に応じた額になります。

(介護保険適用分)

- ① 早朝（午前6時～8時）と夜間（午後6時～10時）は、25%加算。ただし、前記時間内に開始した1回のサービスは、時間外も含む場合も25%加算対象時間になります。
- ② サービス提供責任者の労力に着目した評価
 - * **初回加算**・・・新規に訪問介護計画書を作成した利用者に対して200単位加算させていただきます。（初回訪問した月のみ）
 - * **緊急時訪問介護加算**・・・利用者や家族からの要請を受けて居宅サービス計画にない訪問介護を行なった時にサービス料金に100単位加算させていただきます。

※公費受給者の皆様につきましては、これまでどおり負担に変更はございません。

(介護予防適用分)

対象	利用頻度	介護区分	単位数（1ヶ月）
I	週1回程度の利用が必要な場合	要支援1・2 事業対象者	1,176
II	週2回程度の利用が必要な場合	要支援1・2 事業対象者	2,349
III	IIを超える利用が必要な場合	要支援1・2 事業対象者	3,727

地域区分加算（1単位：10.21円）、介護職員処遇改善加算Ⅰ（24.5% ※2024年6月より適用）

*利用者負担は自己負担割合に応じた額になります。

サービス提供責任者の労力に着目した評価

*初回加算・・・新規に訪問介護相当サービス計画書を作成した利用者に対しての加算
200 単位加算させていただきます。(初回訪問した月のみ)

*公費受給者の皆様につきましては、これまでどおり負担に変更はございません。

※通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要した交通費は、事業所の実施地域を超える地点から自宅までの交通費の実費をいただきます。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の通りいただきます。

*事業所の実施地域を超える地点から、キロ数×30円

6. キャンセルについて

(1) 利用者がサービス内容を中止する場合には、速やかに次の連絡先（またはサービス提供責任者）までご連絡ください。 **TEL： 0568-39-5729**

(2) 利用者の都合でサービスを中止する場合は、サービス利用日の前日（午後5時30分）までにご連絡ください。当日キャンセルの場合は、キャンセル料を申し受ける事になりますので、ご了承ください。

(ただし、利用者の容体の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料をいただかない場合もあります)

(3) キャンセル料は、利用者負担金の支払とあわせてお支払いいただきます。

キャンセルの内容	キャンセル料	備考
サービス利用日当日の場合のみ	1回・・・1,000円	

7. サービス提供責任者・訪問介護員の交代

(1) 担当のサービス提供責任者・訪問介護員の変更を希望する場合は、ご相談ください。

(2) 事業者の都合によりサービス提供責任者・訪問介護員を変更する場合は、管理者又はサービス提供責任者から事前に連絡します。(緊急の場合はご容赦ください)

8. 利用者負担金の支払方法

基本は、自動引き落としによる支払いをお願いします。

(ご指定の金融機関の口座から毎月1回引き落とします)

ご都合で自動引き落とし以外による支払方法については、ご相談ください。

利用者負担金は、毎月当月末に締めて、翌月27日に利用者指定の金融機関口座から引き落とします。(引き落としの際には事前に通知しますのでご確認ください)

なお、「償還払い」の場合には、一旦利用者が利用料(10割)を支払い、その後、市町村に対して保険給付分(9割)の請求をすることになります。

9. 相談窓口・苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

コープあいち福祉サービス小牧 窓口責任者 黒田 幸	電話 0568-39-5729 FAX 0568-78-0018
------------------------------	-------------------------------------

○公的機関においても苦情申し出などができます。

公的機関名	電話番号
愛知県国民健康保険団体連合会	052-971-4165
江南市 高齢者生きがい課	0587-54-1111

10. 事故発生時・緊急時等の対応

○家族、主治医などへ連絡を迅速に行ない、適切な対応をします。

○事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体または財産に損害を及ぼした場合にはその損害を賠償します。

○コープあいち福祉事業では、(株)アイアンドアイの生協福祉事業に関する総合保障制度に加入しています。

○緊急時等は下記の連絡先へご連絡ください。

コープあいち福祉サービス小牧	0568-39-5729
対応可能時間	午前9時～午後5時30分

11. 秘密保持

- (1) 事業者、居宅介護支援専門員、及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密について、利用者や第三者の生命・身体などに危険がある場合などの正当な理由無く第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) あらかじめ利用者の書面による同意を得た場合は、前項の規定に関わらず、事業者は、介護保険法に関する法令に従い、利用者の居宅サービス計画(ケアプラン)等に基づき、指定居宅サービス等を円滑に、効果的に実施する為に行なうサービス担当者会議等において、必要最低限の利用者及びその家族状況等の個人情報を使用します。
- (3) 第1項の規程にかかわらず、事業者は高齢者虐待防止法に定める通報をなすことができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

12. 第三者評価の実施状況

提供するサービスの第三者評価実施はありません。

13. 虐待の防止

○事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者（管理者・黒田幸）
- (2) 法人として虐待防止委員会を設置し、定期的に委員会を実施し結果の周知徹底を図っています。
- (3) 成年後見制度の利用を支援します。
- (4) 苦情解決体制を整備しています。
- (5) 従業者に対する虐待防止を啓発普及するための研修を実施しています。

14. 身体拘束等の禁止

- (1) 事業者は、サービスの提供において、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- (2) やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- (3) 事業者は、身体拘束等の適正化を図るための検討委員会開催とその結果の周知徹底を図ります。
- (4) 身体拘束等の適正化のための指針を整備するとともに、従業者に対し、研修を実施します。

15. BCP 計画の策定

- (1) 自然災害（台風含む）が事業所内で発生した場合において、事業を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定めています。
- (2) 新型コロナウイルス感染症同様の2類相当の感染者(感染疑いを含む)等が事業所内で発生した場合においても、サービス提供を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、定めた実施事項を平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定めています。

16. カスタマーハラスメントに関する指針

ご利用者様との信頼に基づいた関係を結ぶためにも下記の行動・行為があった際には、サービス提供の中止等をさせていただく場合がございます。

- (1) 大声や暴言、脅迫的な言動により、当事業所職員に迷惑を及ぼすこと（尊厳や人格を傷つけるような行為）

- (2) 当事業所職員に対する暴力行為、もしくはその恐れが強い場合。
- (3) 解決しがたい要求を繰り返し行い、業務を妨害すること。
- (4) 当事業所職員にみだりに接触すること、卑猥な発言などの公然わいせつ行為及びストーカー行為をする事。
- (5) 正当な理由なく居宅内・施設内に当事業所職員をとどまらせること。
- (6) 当事業所の下承を得ず、撮影や録音をすること。
- (7) 謝罪や謝罪文を強要すること。
- (8) 当事業所の備品、材料等の器物破損行為。
- (9) その他当事業所の迷惑となる行為及びサービス提供に支障をきたす行為。

17. その他重要事項

- (1) 従業者に対する贈り物や飲食のもてなしはご遠慮させていただきます。

18. 介護サービス情報公表について

「介護サービス情報公表制度」により事業所の基本データとサービス提供の現状が閲覧できることになりました。下記のホームページより閲覧ください。

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/23/index.php>

[愛知県 介護事業所検索「介護サービス情報公表システム」](#)

検索



重要事項説明書サービス

（訪問介護・介護予防訪問型サービス）

「訪問介護サービス」・「介護予防訪問型サービス」の提供開始に当り、厚生労働省令 37 号 第 8 条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は、次のとおりです。

1. 利用対象の事業所概要

事業所名称	コープあいち福祉サービス小牧
所在地	愛知県小牧市大字本庄 2018 番地の 2
介護保険指定事業所番号	2373802020※介護予防訪問型サービス 23A3800050
電話番号（代表）	0568-39-5729
FAX	0568-78-0018
提供可能サービス	訪問介護・介護予防訪問型サービス
管理者	黒田 幸
サービス提供地域	小牧市、春日井市

2. コープあいちの概要

名称	生活協同組合コープあいち
代表者名	代表理事 理事長 森 政広
法人の種類	消費生活協同組合
主たる事務所所在地	愛知県名古屋市名東区猪高町大字上社字井堀 25 番地の 1
電話番号（代表）	052-703-1501

3. 事業所の職員体制等 (2024 年 4 月 1 日現在)

職種	人員	備考
管理者	1 名	サービス提供責任者を兼務
サービス提供責任者	3 名	常勤：介護福祉士 3 名
訪問介護員	10 名	常勤 2 名 非常勤 8 名 介護福祉士 (4 名)、介護職員初任者研修修了 (3 名)、ホームヘルパー 2 級 (3 名)
事務担当者	1 名	非常勤

4. 営業時間

営業日	営業時間
月曜日～土曜日（日曜日定休） ただし、12 月 29 日～1 月 3 日は休業	基本として午前 9 時から午後 5 時 30 分までとする。

5. サービス利用料金及び利用者負担

(介護保険適用分)

生活援助		
	単位数	利用料金
20分以上45分未満	179	1,790円
45分以上	220	2,220円

身体介護		
	単位数	利用料金
20分未満	163	1,630円
20分～30分未満	244	2,440円
30分～60分未満	387	3,870円
60分～90分未満	567	5,670円
以降30分毎に	82	820円

地域区分加算（1単位：10.21円）、特定事業所加算Ⅱ（10%）

介護職員処遇改善加算Ⅰ（24.5% ※2024年6月より適用）

***利用者負担は自己負担割合に応じた額になります。**

（介護保険適用分）

- ① 早朝（午前6時～8時）と夜間（午後6時～10時）は、25%加算。ただし、前記時間内に開始した1回のサービスは、時間外も含む場合も25%加算対象時間になります。
- ② サービス提供責任者の労力に着目した評価
 - * 初回加算・・・新規に訪問介護計画書を作成した利用者に対して200単位加算させていただきます。（初回訪問した月のみ）
 - * 緊急時訪問介護加算・・・利用者や家族からの要請を受けて居宅サービス計画にない訪問介護を行なった時にサービス料金に100単位加算させていただきます。

※公費受給者の皆様につきましては、これまでどおり負担に変更はございません。

(介護予防適用分)

対象	利用頻度	介護区分	単位数（1ヶ月）
I	週1回程度の利用が必要な場合	要支援1・2 事業対象者	1,176
II	週2回程度の利用が必要な場合	要支援1・2 事業対象者	2,349
III	IIを超える利用が必要な場合	要支援1・2 事業対象者	3,727

地域区分加算（1単位：10.21円）、介護職員処遇改善加算Ⅰ（24.5% ※2024年6月より適用）

***利用者負担は自己負担割合に応じた額になります。**

サービス提供責任者の労力に着目した評価

*初回加算・・・新規に介護予防専門型サービス計画書を作成した利用者に対しての加算
200 単位加算させていただきます。(初回訪問した月のみ)

*公費受給者の皆様につきましては、これまでどおり負担に変更はございません。

※通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要した交通費は、事業所の実施地域を超える地点から自宅までの交通費の実費をいただきます。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の通りいただきます。

*事業所の実施地域を超える地点から、キロ数×30円

6. キャンセルについて

(1) 利用者がサービス内容中止する場合には、速やかに次の連絡先(またはサービス提供責任者)までご連絡ください。 **TEL: 0568-39-5729**

(2) 利用者の都合でサービスを中止する場合は、サービス利用日の前日(午後5時30分)までにご連絡ください。当日キャンセルの場合は、キャンセル料を申し受ける事になりますので、ご了承ください。

(ただし、利用者の容体の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料をいただかない場合もあります)

(3) キャンセル料は、利用者負担金の支払とあわせてお支払いいただきます。

キャンセルの内容	キャンセル料	備考
サービス利用日当日の場合のみ	1回・・・1,000円	

7. サービス提供責任者・訪問介護員の交代

(1) 担当のサービス提供責任者・訪問介護員の変更を希望する場合は、ご相談ください。

(2) 事業者の都合によりサービス提供責任者・訪問介護員を変更する場合は、管理者又はサービス提供責任者から事前に連絡します。(緊急の場合はご容赦ください)

8. 利用者負担金の支払方法

基本は、自動引き落としによる支払いをお願いします。

(ご指定の金融機関の口座から毎月1回引き落とします)

ご都合で自動引き落とし以外による支払方法については、ご相談ください。

利用者負担金は、毎月当月末に締めて、翌月27日に利用者指定の金融機関口座から引き落とします。(引き落としの際には事前に通知しますのでご確認ください)

なお、「償還払い」の場合には、一旦利用者が利用料(10割)を支払い、その後、市町村に対して保険給付分(9割)の請求をすることになります。

9. 相談窓口・苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

コープあいち福祉サービス小牧 窓口責任者 黒田 幸	電話 0568-39-5729 FAX 0568-78-0018
------------------------------	-------------------------------------

○公的機関においても苦情申し出などができます。

公的機関名	電話番号
愛知県 国民健康保険団体連合会	052-971-4165
小牧市役所 介護保険課	0568-76-1153
春日井市 介護保険相談窓口 介護高齢福祉課	0568-85-6921

10. 事故発生時・緊急時等の対応

○家族、主治医などへ連絡を迅速に行ない、適切な対応をします。

○事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体または財産に損害を及ぼした場合にはその損害を賠償します。

○コープあいち福祉事業では、(株)アイアンドアイの生協福祉事業に関する総合保障制度に加入しています。

○緊急時等は下記の連絡先へご連絡ください。

コープあいち福祉サービス小牧	0568-39-5729
対応可能時間	午前9時～午後5時30分

11. 秘密保持

- (1) 事業者、居宅介護支援専門員、及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密について、利用者や第三者の生命・身体などに危険がある場合などの正当な理由無く第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) あらかじめ利用者の書面による同意を得た場合は、前項の規定に関わらず、事業者は、介護保険法に関する法令に従い、利用者の居宅サービス計画(ケアプラン)等に基づき、指定居宅サービス等を円滑に、効果的に実施する為に行なうサービス担当者会議等において、必要最低限の利用者及びその家族状況等の個人情報を使用します。
- (3) 第1項の規程にかかわらず、事業者は高齢者虐待防止法に定める通報をなすことができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

12. 第三者評価の実施状況

提供するサービスの第三者評価実施はありません。

13. 虐待の防止

○事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者（管理者・黒田幸）
- (2) 法人として虐待防止委員会を設置し、定期的に委員会を実施し結果の周知徹底を図っています。
- (3) 成年後見制度の利用を支援します。
- (4) 苦情解決体制を整備しています。
- (5) 従業者に対する虐待防止を啓発普及するための研修を実施しています。

14. 身体拘束等の禁止

- (1) 事業者は、サービスの提供において、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- (2) やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- (3) 事業者は、身体拘束等の適正化を図るための検討委員会開催とその結果の周知徹底を図ります。
- (4) 身体拘束等の適正化のための指針を整備するとともに、従業者に対し、研修を実施します。

15. BCP 計画の策定

- (1) 自然災害（台風含む）が事業所内で発生した場合において、事業を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定めています。
- (2) 新型コロナウイルス感染症同様の2類相当の感染者（感染疑いを含む）等が事業所内で発生した場合においても、サービス提供を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、定めた実施事項を平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定めています。

16. カスタマーハラスメントに関する指針

ご利用者様との信頼に基づいた関係を結ぶためにも下記の行動・行為があった際には、サービス提供の中止等をさせていただく場合がございます。

- (1) 大声や暴言、脅迫的な言動により、当事業所職員に迷惑を及ぼすこと（尊厳や人格を傷つけるような行為）

- (2) 当事業所職員に対する暴力行為、もしくはその恐れが強い場合。
- (3) 解決しがたい要求を繰り返し行い、業務を妨害すること。
- (4) 当事業所職員にみだりに接触すること、卑猥な発言などの公然わいせつ行為及びストーカー行為をする事。
- (5) 正当な理由なく居宅内・施設内に当事業所職員をとどまらせること。
- (6) 当事業所の了承を得ず、撮影や録音をすること。
- (7) 謝罪や謝罪文を強要すること。
- (8) 当事業所の備品、材料等の器物破損行為。
- (9) その他当事業所の迷惑となる行為及びサービス提供に支障をきたす行為。

17. その他重要事項

- (1) 従業者に対する贈り物や飲食のもてなしはご遠慮させていただきます。

18. 介護サービス情報公表について

「介護サービス情報公表制度」により事業所の基本データとサービス提供の現状が閲覧できることになりました。下記のホームページより閲覧ください。

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/23/index.php>

愛知県 介護事業所検索「介護サービス情報公表システム」

検索



重要事項説明書サービス

(訪問介護サービス)

「訪問介護サービス」の提供開始に当たり、厚生労働省令 37 号第 8 条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は、次のとおりです。

1. 利用対象の事業所概要

事業所名称	コープあいち福祉サービス小牧
所在地	愛知県小牧市大字本庄 2018 番地の 2
介護保険指定事業所番号	2373802020
電話番号 (代表)	0568-39-5729
FAX	0568-78-0018
提供可能サービス	訪問介護サービス
管理者	黒田 幸
サービス提供地域	扶桑町・大口町

2. コープあいちの概要

名称	生活協同組合コープあいち
代表者名	代表理事 理事長 森 政広
法人の種類	消費生活協同組合
主たる事務所所在地	愛知県名古屋市中東区猪高町大字上社字井堀 25 番地の 1
電話番号 (代表)	052-703-1501

3. 事業所の職員体制等 (2024 年 4 月 1 日現在)

職種	人員	備考
管理者	1 名	サービス提供責任者を兼務
サービス提供責任者	3 名	常勤：介護福祉士 3 名
訪問介護員	10 名	常勤 2 名 非常勤 8 名 介護福祉士 (4 名)、介護職員初任者研修修了 (3 名)、ホームヘルパー 2 級 (3 名)
事務担当者	1 名	非常勤

4. 営業時間

営業日	営業時間
月曜日～土曜日 (日曜日定休) ただし、12 月 29 日～1 月 3 日は休業	基本として午前 9 時から午後 5 時 30 分までとする。

5. サービス利用料金及び利用者負担

(介護保険適用分)

生活援助		
	単位数	利用料金
20分以上45分未満	179	1,790円
45分以上	220	2,220円

身体介護		
	単位数	利用料金
20分未満	163	1,630円
20分～30分未満	244	2,440円
30分～60分未満	387	3,870円
60分～90分未満	567	5,670円
以降30分毎に	82	820円

地域区分加算 (1単位：10.21円)、特定事業所加算Ⅱ (10%)

介護職員処遇改善加算Ⅰ (24.5% ※2024年6月より適用)

***利用者負担は自己負担割合に応じた額になります。**

(介護保険適用分)

- ① 早朝 (午前6時～8時) と夜間 (午後6時～10時) は、25%加算。ただし、前記時間内に開始した1回のサービスは、時間外も含む場合も25%加算対象時間になります。
- ② サービス提供責任者の労力に着目した評価
 - * **初回加算**・・・新規に訪問介護計画書を作成した利用者に対して200単位加算させていただきます。(初回訪問した月のみ)
 - * **緊急時訪問介護加算**・・・利用者や家族からの要請を受けて居宅サービス計画にない訪問介護を行なった時にサービス料金に100単位加算させていただきます。

※公費受給者の皆様につきましては、これまでどおり負担に変更はございません。

サービス提供責任者の労力に着目した評価

* **初回加算**・・・新規に介護予防専門型サービス計画書を作成した利用者に対しての加算200単位加算させていただきます。(初回訪問した月のみ)

*公費受給者の皆様につきましては、これまでどおり負担に変更はございません。

※通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要した交通費は、事業所の実施地域を超える地点から自宅までの交通費の実費をいただきます。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の通りいただきます。

*事業所の実施地域を超える地点から、キロ数×30円

6. キャンセルについて

- (1) 利用者がサービス内容を中止する場合には、速やかに次の連絡先（またはサービス提供責任者）までご連絡ください。 **TEL： 0568-39-5729**
- (2) 利用者の都合でサービスを中止する場合は、サービス利用日の前日（午後5時30分）までにご連絡ください。当日キャンセルの場合は、キャンセル料を申し受ける事になりますので、ご了承ください。
(ただし、利用者の容体の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料をいただかない場合もあります)
- (3) キャンセル料は、利用者負担金の支払とあわせてお支払いいただきます。

キャンセルの内容	キャンセル料	備考
サービス利用日当日の場合のみ	1回・・・1,000円	

7. サービス提供責任者・訪問介護員の交代

- (1) 担当のサービス提供責任者・訪問介護員の変更を希望する場合は、ご相談ください。
- (2) 事業者の都合によりサービス提供責任者・訪問介護員を変更する場合は、管理者又はサービス提供責任者から事前に連絡します。(緊急の場合はご容赦ください)

8. 利用者負担金の支払方法

基本は、自動引き落としによる支払いをお願いします。

(ご指定の金融機関の口座から毎月1回引き落とします)

ご都合で自動引き落とし以外による支払方法については、ご相談ください。

利用者負担金は、毎月当月末に締めて、翌月27日に利用者指定の金融機関口座から引き落とします。(引き落としの際には事前に通知しますのでご確認ください)

なお、「償還払い」の場合には、一旦利用者が利用料(10割)を支払い、その後、市町村に対して保険給付分(9割)の請求をすることになります。

9. 相談窓口・苦情対応

○ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

コープあいち福祉サービス小牧 窓口責任者 黒田 幸	電話 0568-39-5729 FAX 0568-78-0018
------------------------------	-------------------------------------

○ 公的機関においても苦情申し出などができます。

公的機関名	電話番号
愛知県国民健康保険団体連合会	052-971-4165
大口町 健康生きがい課	0587-94-0051
扶桑町 介護健康課	0587-93-1111

10. 事故発生時・緊急時等の対応

- 家族、主治医などへ連絡を迅速に行ない、適切な対応をします。
- 事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体または財産に損害を及ぼした場合にはその損害を賠償します。
- コープあいち福祉事業では、(株) アイアンドアイの生協福祉事業に関する総合保障制度に加入しています。
- 緊急時等は下記の連絡先へご連絡ください。

コープあいち福祉サービス小牧	0 5 6 8 - 3 9 - 5 7 2 9
対応可能時間	午前9時～午後5時30分

11. 秘密保持

- (1) 事業者、居宅介護支援専門員、及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密について、利用者や第三者の生命・身体などに危険がある場合などの正当な理由無く第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) あらかじめ利用者の書面による同意を得た場合は、前項の規定に関わらず、事業者は、介護保険法に関する法令に従い、利用者の居宅サービス計画(ケアプラン)等に基づき、指定居宅サービス等を円滑に、効果的に実施する為に行なうサービス担当者会議等において、必要最低限の利用者及びその家族状況等の個人情報を使用します。
- (3) 第1項の規程にかかわらず、事業者は高齢者虐待防止法に定める通報をなすことができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

12. 第三者評価の実施状況

提供するサービスの第三者評価実施はありません。

13. 虐待の防止

- 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者(管理者・黒田幸)
- (2) 法人として虐待防止委員会を設置し、定期的に委員会を実施し結果の周知徹底を図っています。
- (3) 成年後見制度の利用を支援します。
- (4) 苦情解決体制を整備しています。
- (5) 従業者に対する虐待防止を啓発普及するための研修を実施しています。

14. 身体拘束等の禁止

- (1) 事業者は、サービスの提供において、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- (2) やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- (3) 事業者は、身体拘束等の適正化を図るための検討委員会開催とその結果の周知徹底を図ります。
- (4) 身体拘束等の適正化のための指針を整備するとともに、従業者に対し、研修を実施します。

15. BCP 計画の策定

- (1) 自然災害（台風含む）が事業所内で発生した場合において、事業を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定めています。
- (2) 新型コロナウイルス感染症同様の2類相当の感染者（感染疑いを含む）等が事業所内で発生した場合においても、サービス提供を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、定めた実施事項を平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定めています。

16. カスタマーハラスメントに関する指針

ご利用者様との信頼に基づいた関係を結ぶためにも下記の行動・行為があった際には、サービス提供の中止等をさせていただく場合がございます。

- (1) 大声や暴言、脅迫的な言動により、当事業所職員に迷惑を及ぼすこと（尊厳や人格を傷つけるような行為）
- (2) 当事業所職員に対する暴力行為、もしくはその恐れが強い場合。
- (3) 解決しがたい要求を繰り返し行い、業務を妨害すること。
- (4) 当事業所職員にみだりに接触すること、卑猥な発言などの公然わいせつ行為及びストーカー行為をする事。
- (5) 正当な理由なく居宅内・施設内に当事業所職員をとどまらせること。
- (6) 当事業所ので承認を得ず、撮影や録音をすること。
- (7) 謝罪や謝罪文を強要すること。
- (8) 当事業所の備品、材料等の器物破損行為。
- (9) その他当事業所の迷惑となる行為及びサービス提供に支障をきたす行為。

17. その他重要事項

(1) 従業者に対する贈り物や飲食のもてなしはご遠慮させていただきます。

18. 介護サービス情報公表について

「介護サービス情報公表制度」により事業所の基本データとサービス提供の現状が閲覧できることになりました。下記のホームページより閲覧ください。

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/23/index.php>

[愛知県 介護事業所検索「介護サービス情報公表システム」](#)

検索



重要事項説明書（訪問介護・予防専門型訪問サービス）

訪問介護サービスの提供開始に当たり、厚生労働省令 37 号第 8 条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は、次のとおりです。

1、利用対象の事業所概要

事業所名称	コープあいち福祉サービス昭和
所在地	名古屋市昭和区御器所二丁目 7 番地 2 号
介護保険指定事業所番号	2370700797
電話番号（代表）	052-693-6762
FAX	052-871-0566
提供可能サービス	訪問介護、予防専門型訪問サービス
管理者	鵜川 陽子
サービス提供地域	名古屋市昭和区、瑞穂区

2、コープあいちの概要

名称	生活協同組合コープあいち
代表者名	代表理事 理事長 森 政広
法人の種類	消費生活協同組合
主たる事務所所在地	愛知県名古屋市名東区猪高町大字上社字井堀 25 番地の 1
電話番号（代表）	052-703-1501

3、事業所の職員体制等（2024年4月1日現在）

職種	人員	勤務体制
管理者	1 人	サービス提供責任者と兼務
サービス提供責任者	4 人	常勤：介護福祉士 4 人
訪問介護員（常勤・非常勤）	21 人	非常勤：介護福祉士 11 人
事務担当者	1 人	非常勤

4、営業時間

営業日	営業時間
月曜日から土曜日（日曜日定休） ただし、12月29日～1月3日は休業	基本として午前9時から午後5時半までとする。 必要に応じて午前8時から午後7時までの時間外への対応も行なうものとする。

5, サービス利用料金及び利用者負担（介護保険適用分）

生活援助	単位数
20分以上45分未満	179
45分以上	220

身体介護	単位数
20分未満	163
20分以上30分未満	244
30分以上60分未満	387
60分以上90分未満	567
以降30分毎に	82

（介護保険適用分）

- (1) 上記単位に**特定事業所加算Ⅱ（10%）**が追加されます。
- (2) **早朝（午前6時～8時）と夜間（午後6時～10時）**は、**25%加算**。但し、前記時間内に開始した1回のサービスは、時間外も含む**25%加算対象時間**になります。
- (3) サービス提供責任者の労力に着目した評価
 ※緊急時訪問介護加算・・・利用者や家族からの要請を受けて居宅サービス計画にない訪問介護を行なった時にサービス料金に加算（**1回100単位**）

（予防専門型訪問サービス適用分）

対象	利用頻度	介護区分	単位数（1ヶ月）
I	週1回程度の利用が必要な場合	要支援1・2 総合事業対象者	1,176
II	週2回程度の利用が必要な場合	要支援1・2 総合事業対象者	2,349
III	IIを超える利用が必要な場合	要支援1・2 総合事業対象者	3,727

（介護保険・予防専門型訪問サービス 共通適用分）

- (1) 利用者負担は自己負担割合に応じた額になります。
- (2) 上記単位に介護職員処遇改善加算Ⅰ（**24.5%** ※2024年6月より適用）
地域区分加算（1単位：**11.05円**）が追加されます。
- (3) サービス提供責任者の労力に着目した評価
 ※初回加算・・・新規に訪問介護計画書（介護予防サービス計画）を作成した利用者に対しての加算（**200単位**：初回訪問した月のみ）
- (4) 公費受給者の皆様につきましては、これまで通り負担に変更はありません。

- (5) 通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要した交通費は、事業所の実施地域を超える地点から自宅までの交通費の実費をいただきます。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次のとおりいただきます。

*事業所の実施地域を超える地点から、キロ数×30円

6. キャンセルについて

- (1) 利用者がサービス内容を中止する場合には、速やかに次の連絡先（またはサービス提供責任者）までご連絡ください。 **TEL：052-693-6762**
- (2) 利用者の都合でサービスを中止する場合は、サービス利用日の前日（午後5時00分）までにご連絡ください。当日キャンセルの場合は、キャンセル料を申し受ける事になりますので、ご了承ください。（ただし、利用者の様態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料をいただかない場合もあります）
- (3) キャンセル料は、利用者負担金の支払とあわせてお支払いいただきます。

キャンセルの内容	キャンセル料	備考
サービス利用日当日の場合のみ	1回・・・1,000円	

7. サービス提供責任者の交代

- (1) 担当訪問介護員の変更を希望する場合は、ご相談ください。
- (2) 事業者の都合により訪問介護員を変更する場合は、管理者又はサービス提供責任者から事前に連絡します。（緊急の場合はご容赦ください）

8. 利用者負担金の支払方法

基本は、自動引き落としによる支払いをお願いします。

（ご指定の金融機関の口座から毎月1回引き落とします）

ご都合で自動引き落とし以外による支払方法については、ご相談ください。

利用者負担金は、毎月当月末に締めて、翌月27日に利用者指定の金融機関口座から引き落とします。（引き落としの際には事前に通知しますのでご確認ください）

なお、「償還払い」の場合には、一旦利用者が利用料（10割）を支払い、その後、市町村に対して保険給付分の請求をすることになります。

9. 相談窓口・苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

コープあいち福祉サービス昭和	電話	052-693-6762
窓口責任者 鵜川 陽子	FAX	052-871-0566

○公的機関においても苦情申し出などができます。＜相談時間 午前9時～午後5時00分＞

公的機関名	電話番号
愛知県国民健康保険団体連合会	052-971-4165
名古屋市 指導係	052-959-3087
昭和区役所 介護保険相談窓口 介護保険課	052-735-3917
瑞穂区役所 介護保険相談窓口 介護保険課	052-852-9398

10、事故発生時、緊急時等の対応

- 家族、主治医、ケアマネジャー、行政窓口などへ連絡を迅速に行ない、適切な対応をします。
- 事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体または財産に損害を及ぼした場合にはその損害を賠償します。
- コープあいち福祉事業では、(株)アイアンドアイの生協福祉事業に関する総合保障制度に加入しています。
- 緊急時等は下記の連絡先へご連絡ください。

コープあいち福祉サービス昭和	052-693-6762
対応可能時間	午前9時00分～午後5時00分

11、秘密保持

- 1、事業者、居宅介護支援専門員、及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密について、利用者や第三者の生命・身体などに危険がある場合などの正当な理由無く第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2、あらかじめ利用者の書面による同意を得た場合は、前項の規定に関わらず、事業者は、介護保険法に関する法令に従い、利用者の居宅サービス計画に基づき、指定居宅サービス等を円滑に、効果的に実施する為に行なうサービス担当者会議等において、必要最低限の利用者及びその家族状況等の個人情報を使用します。
- 3、第1項の規程にかかわらず、事業者は高齢者虐待防止法に定める通報をなすことができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

12、第三者評価の実施状況

提供するサービスの第三者評価実施はありません。

13、虐待の防止

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者：鵜川 陽子
-------------	-----------

- (2) 法人として虐待防止委員会を設置し、定期的に委員会を実施し結果の周知徹底を図ってい

ます。

- (3) 成年後見制度の利用を支援します。
- (4) 苦情解決体制を整備しています。
- (5) 従業者に対する虐待防止を啓発普及するための研修を実施しています。

1 4. 身体拘束等の禁止

- (1) 事業者は、サービスの提供において、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- (2) やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- (3) 事業者は、身体拘束等の適正化を図るための検討委員会開催とその結果の周知徹底を図ります。
- (4) 身体拘束等の適正化のための指針を整備するとともに、従業者に対し、研修を実施します。

1 5. BCP計画の策定

- (1) 自然災害（台風含む）が事業所内で発生した場合において、事業を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定めています。
- (2) 新型コロナウイルス感染症同様の2類相当の感染者（感染疑いを含む）等が事業所内で発生した場合においても、サービス提供を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、定めた実施事項を平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定めています。

1 6. カスタマーハラスメントに関する指針

ご利用者様との信頼に基づいた関係を結ぶためにも下記の行動・行為があった際には、サービス提供の中止等をさせていただく場合がございます。

- (1) 大声や暴言、脅迫的な言動により、当事業所職員に迷惑を及ぼすこと（尊厳や人格を傷つけるような行為）
- (2) 当事業所職員に対する暴力行為、もしくはその恐れが強い場合。
- (3) 解決しがたい要求を繰り返し行い、業務を妨害すること。
- (4) 当事業所職員にみだりに接触すること、卑猥な発言などの公然わいせつ行為及びストーカー行為をする事。
- (5) 正当な理由なく居宅内・施設内に当事業所職員をとどまらせること。
- (6) 当事業所の上承を得ず、撮影や録音をすること。
- (7) 謝罪や謝罪文を強要すること。
- (8) 当事業所の備品、材料等の器物破損行為。
- (9) その他当事業所の迷惑となる行為及びサービス提供に支障をきたす行為。

17. その他重要事項

従業者に対する贈り物や飲食のもてなしはご遠慮させていただきます。

18. 介護サービス情報公表について

「介護サービス情報公表制度」により事業所の基本データとサービス提供の現状が閲覧できることになりました。下記のホームページより閲覧ください。

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/23/index.php>

愛知県 介護事業所検索「介護サービス情報公表システム」

検索



重要事項説明書（訪問介護・介護予防訪問サービス）

訪問介護サービスの提供開始に当たり、厚生労働省令 37 号第 8 条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は、次のとおりです。

1. 利用対象の事業所概要

事業所名称	コープあいち福祉サービス新城
所在地	新城市字西新町 1 2 番 1
介護保険指定事業所番号	2 3 7 4 0 0 0 2 7 7
電話番号（代表）	0 5 3 6 - 2 4 - 1 8 1 1
FAX	0 5 3 6 - 2 4 - 1 8 5 5
提供可能サービス	訪問介護、介護予防訪問サービス
管理者	渡辺 美雪
サービス提供地域	新城市ただし旧鳳来町の一部を除く。旧鳳来町の通常の事業の実施地域は次の地域とする：長篠、乗本、富栄、大野、富保、横川、門谷、玖老勢、副川、海老、竹ノ輪、下吉田、山吉田、黄柳野。

2. コープあいちの概要

名称	生活協同組合コープあいち
代表者名	代表理事 理事長 森 政広
法人の種類	消費生活協同組合
主たる事務所所在地	愛知県名古屋市中区東区猪高町大字上社字井堀 25 番地の 1
電話番号（代表）	0 5 2 - 7 0 3 - 1 5 0 1

3. 事業所の職員体制等（2024 年 6 月 1 日現在）

職種	人員	勤務体制
管理者	1 人	常勤：サービス提供責任者と兼務
サービス提供責任者	1 人以上	常勤：介護福祉士 2 人 （うち 1 人は管理者と兼務） 非常勤：介護福祉士 1 人
訪問介護員	2.5 人以上 （常勤換算）	非常勤：15 人
事務担当者	1 人	非常勤

4. 営業時間

営業日	営業時間
月～土曜日（日曜日休業） 日曜日については相談可 ただし 1 月 1 日～3 日は除く	午前 9 時～午後 5 時 3 0 分 ただし訪問介護員等の派遣時間は 午前 6 時から 午後 1 0 時までとする。

5. サービス利用料金及び利用者負担（介護保険適用分）

生活援助	
	単位数
20分以上45分未満	179
45分以上	220

身体介護	
	単位数
20分未満	163
20分～30分未満	244
30分～1時間未満	387
1時間～1時間30分未満	567
以降30分毎に	82

（介護保険適用分）

- (1) 上記単位に特定事業所加算Ⅱ（10%）が追加されます。
- (2) 早朝（午前6時～8時）と夜間（午後6時～10時）は、25%加算。ただし、前記時間内に開始した1回のサービスは、時間外も含む場合も25%加算対象時間になります。
- (3) サービス提供責任者の労力に着目した評価

※緊急時訪問介護加算・・・利用者や家族からの要請を受けて居宅サービス計画にない訪問介護を行った時にサービス料金に加算させていただきます（1回100単位）。

（介護予防訪問サービス適用分）

対象	利用頻度	介護区分	単位数（1ヶ月）
I	週1回程度の利用が必要な場合	要支援1・2・事業対象者	1, 176
II	週2回程度の利用が必要な場合	要支援1・2・事業対象者	2, 349
III	週2回を超える利用が必要な場合	要支援1・2・事業対象者	3, 727

（介護保険・介護予防訪問サービス 共通適用分）

- (1) 利用者負担は自己負担割合に応じた額になります。
- (2) 上記単位に介護職員等処遇改善加算Ⅰ（24.5%）。
地域区分加算（1単位10.21円）が追加されます。
- (3) サービス提供責任者の労力に着目した評価
※初回加算・・・新規に訪問介護計画書（介護予防サービス計画）を作成した利用者に対しての加算200単位（初回訪問した月のみ）。
- (4) 公費受給者の皆様につきましては、これまで通り負担に変更はありません。

- (5) 通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要した交通費は、事業所の実施地域を超える地点から自宅までの交通費の実費をいただきます。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次のとおりいただきます。

*事業所の実施地域を超える地点から、キロ数×30円

6. キャンセルについて

- (1) 利用者がサービス内容を中止する場合には、速やかに次の連絡先（またはサービス提供責任者）までご連絡ください。 TEL：0536-24-1811
- (2) 利用者の都合でサービスを中止する場合は、サービス利用日の前日（午後 5時 00分）までにご連絡ください。当日キャンセルの場合は、キャンセル料を申し受ける事になりますので、ご了承ください。
 （ただし、利用者の様態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料をいただかない場合もあります）
- (3) キャンセル料は、利用者負担金の支払とあわせてお支払いいただきます。

キャンセルの内容	キャンセル料	備考
サービス利用日当日の場合のみ	1回・・・1,000円	

7. サービス提供責任者の交代

- (1) 担当訪問介護員の変更を希望する場合は、ご相談ください。
- (2) 事業者の都合によりサービス提供責任者・訪問介護員を変更する場合は、管理者又はサービス提供責任者から事前に連絡します。（緊急の場合はご容赦ください）

8. 利用者負担金の支払方法

基本は、自動引き落としによる支払いをお願いします。

（ご指定の金融機関の口座から毎月1回引き落とします）

ご都合で自動引き落とし以外による支払方法については、ご相談ください。

利用者負担金は、毎月当月末に締めて、翌月27日に利用者指定の金融機関口座から引き落とします。（引き落としの際には事前に通知しますのでご確認ください）

なお、「償還払い」の場合には、一旦利用者が利用料（10割）を支払い、その後、市町村に対して保険給付分の請求をすることになります。

9. 相談窓口・苦情対応

- サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

コープあいち福祉サービス新城	電話 0536-24-1811
窓口責任者 渡辺 美雪	FAX 0536-24-1855

- 公的機関においても苦情申し出などができます。

公的機関名	電話番号
東三河広域連合 介護保険課	0532-26-8471
愛知県国民健康保険団体連合会	052-971-4165

10. 事故発生時、緊急時等の対応

- (1) 家族、主治医、ケアマネジャー、東三河広域連合など連絡を迅速に行ない、適切な対応をします。
- (2) 事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体または財産に損害を及ぼした場合にはその損害を賠償します。
- (3) コープあいち福祉事業では、(株) アイアンドアイの生協福祉事業に関する総合保障制度に加入しています。

○緊急時等は下記の連絡先へご連絡ください。

コープあいち福祉サービス新城	0536-24-1811
対応可能時間	午前9時00分～午後5時30分

11. 秘密保持

- (1) 事業者、居宅介護支援専門員、及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密について、利用者や第三者の生命・身体などに危険がある場合などの正当な理由無く第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) あらかじめ利用者の書面による同意を得た場合は、前項の規定に関わらず、事業者は、介護保険法、介護予防・日常生活支援総合事業に関する法令に従い、利用者の居宅サービス計画（介護予防ケアプラン）に基づき、指定居宅サービス等を円滑に、効果的に実施する為に行なうサービス担当者会議等において、必要最低限の利用者及びその家族状況等の個人情報を使用します。
- (3) 第1項の規程にかかわらず、事業者は高齢者虐待防止法に定める通報をなすことができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

12. 第三者評価の実施状況

提供するサービスの第三者評価実施はありません。

13. 虐待の防止

○事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者（管理者・渡辺美雪）

- (2) 法人として虐待防止委員会を設置し、定期的に委員会を実施し結果の周知徹底を図っています。
- (3) 成年後見制度の利用を支援します。
- (4) 苦情解決体制を整備しています。
- (5) 従業者に対する虐待防止を啓発普及するための研修を実施しています。

14. 身体拘束等の禁止

- (1) 事業者は、サービスの提供において、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- (2) やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- (3) 事業者は、身体拘束等の適正化を図るための検討委員会開催とその結果の周知徹底を図ります。
- (4) 身体拘束等の適正化のための指針を整備するとともに、従業者に対し、研修を実施します。

15. BCP 計画の策定

- (1) 自然災害（台風含む）が事業所内で発生した場合において、事業を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定めています。
- (2) 新型コロナウイルス感染症同様の 2 類相当の感染者（感染疑いを含む）等が事業所内で発生した場合においても、サービス提供を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、定めた実施事項を平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定めています。

16. カスタマーハラスメントに関する指針

ご利用者様との信頼に基づいた関係を結ぶためにも下記の行動・行為があった際には、サービス提供の中止等をさせていただく場合がございます。

- (1) 大声や暴言、脅迫的な言動により、当事業所職員に迷惑を及ぼすこと（尊厳や人格を傷つけるような行為）
- (2) 当事業所職員に対する暴力行為、もしくはその恐れが強い場合。
- (3) 解決しがたい要求を繰り返し行い、業務を妨害すること。
- (4) 当事業所職員にみだりに接触すること、卑猥な発言などの公然わいせつ行為及びストーカー行為をする事。
- (5) 正当な理由なく居宅内・施設内に当事業所職員をとどまらせること。
- (6) 当事業所の了承を得ず、撮影や録音をすること。
- (7) 謝罪や謝罪文を強要すること。
- (8) 当事業所の備品、材料等の器物破損行為。

(9) その他当事業所の迷惑となる行為及びサービス提供に支障をきたす行為。

17. その他重要事項

従業者に対する贈り物や飲食のもてなしはご遠慮させていただきます。

18. 介護サービス情報公表について

「介護サービス情報公表制度」により事業所の基本データとサービス提供の現状が閲覧できることになりました。下記のホームページより閲覧ください。

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp>

介護サービス情報公表システム

検索



重要事項説明書（訪問介護・予防専門型訪問サービス）

訪問介護サービスの提供開始に当り、厚生労働省令 37 号第 8 条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は、次のとおりです。

1、利用対象の事業所概要

事業所名称	コープあいち福祉サービス天白
所在地	名古屋市天白区久方1丁目129番地
介護保険指定事業所番号	2371601564
電話番号（代表）	052-693-6762
FAX	052-871-0566
提供可能サービス	訪問介護、予防専門型訪問サービス
管理者	横井 真由美
サービス提供地域	名古屋市天白区、緑区、豊明市

2、コープあいちの概要

名称	生活協同組合コープあいち
代表者名	代表理事 理事長 森 政広
法人の種類	消費生活協同組合
主たる事務所所在地	愛知県名古屋市名東区猪高町大字上社字井堀 25 番地の1
電話番号（代表）	052-703-1501

3、事業所の職員体制等（2024年4月1日現在）

職種	人員	勤務体制
管理者	1人	サービス提供責任者と兼務
サービス提供責任者	3人	常勤：介護福祉士3人
訪問介護員（常勤・非常勤）	17人	非常勤：介護福祉士7人
事務担当者	1人	非常勤

4、営業時間

営業日	営業時間
月曜日から土曜日（日曜日定休） ただし、12月29日～1月3日は休業	基本として午前9時から午後5時半までとする。 必要に応じて午前7時から午後9時までの時間外への対応も行なうものとする。

5、サービス利用料金及び利用者負担（介護保険適用分）

生活援助	単位数
20分以上45分未満	179
45分以上	220

身体介護	単位数
20分未満	163
20分以上30分未満	244
30分以上60分未満	387
60分以上90分未満	567
以降30分毎に	82

（介護保険適用分）

- (1) 上記単位に**特定事業所加算Ⅱ（10%）**が追加されます。
- (2) **早朝（午前6時～8時）と夜間（午後6時～10時）**は、**25%加算**。但し、前記時間内に開始した1回のサービスは、時間外も含む25%加算対象時間になります。
- (3) サービス提供責任者の労力に着目した評価
 ※緊急時訪問介護加算・・・利用者や家族からの要請を受けて居宅サービス計画にない訪問介護を行なった時にサービス料金に加算（1回100単位）

（予防専門型訪問サービス適用分）

対象	利用頻度	介護区分	単位数（1ヶ月）
I	週1回程度の利用が必要な場合	要支援1・2 総合事業対象者	1,176
II	週2回程度の利用が必要な場合	要支援1・2 総合事業対象者	2,349
III	IIを超える利用が必要な場合	要支援1・2	3,727

（介護保険・**予防専門型訪問サービス** 共通適用分）

- (1) 利用者負担は自己負担割合に応じた額になります。
- (2) 上記単位に介護職員処遇改善加算Ⅰ（**24.5%** ※2024年6月より適用）
地域区分加算（1単位：**11.05円**）が追加されます。
- (3) サービス提供責任者の労力に着目した評価
 ※初回加算・・・新規に訪問介護計画書（**介護予防サービス計画**）を作成した利用者に対しての加算（**200単位**：初回訪問した月のみ）
 ※生活機能向上連携加算…理学療法士等と連携し生活機能の向上を目的とした予防専門型訪問サービス計画の作成を行った時にサービス料金に100単位を加算させていただきます。

- (4) 公費受給者の皆様につきましては、これまで通り負担に変更はありません。
- (5) 通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要した交通費は、事業所の実施地域を超える地点から自宅までの交通費の実費をいただきます。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次のとおりいただきます。

*事業所の実施地域を超える地点から、キロ数×30円

6. キャンセルについて

- (1) 利用者がサービス内容を中止する場合には、速やかに次の連絡先（またはサービス提供責任者）までご連絡ください。 **TEL：052-800-2948**
- (2) 利用者の都合でサービスを中止する場合は、サービス利用日の前日（午後5時00分）までにご連絡ください。当日キャンセルの場合は、キャンセル料を申し受ける事になりますので、ご了承ください。（ただし、利用者の様態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料をいただかない場合もあります）
- (3) キャンセル料は、利用者負担金の支払とあわせてお支払いいただきます。

キャンセルの内容	キャンセル料	備考
サービス利用日当日の場合のみ	1回・・・1,000円	

7. サービス提供責任者の交代

- (1) 担当訪問介護員の変更を希望する場合は、ご相談ください。
- (2) 事業者の都合により訪問介護員を変更する場合は、管理者又はサービス提供責任者から事前に連絡します。（緊急の場合はご容赦ください）

8. 利用者負担金の支払方法

基本は、自動引き落としによる支払いをお願いします。

（ご指定の金融機関の口座から毎月1回引き落とします）

ご都合で自動引き落とし以外による支払方法については、ご相談ください。

利用者負担金は、毎月当月末に締めて、翌月27日に利用者指定の金融機関口座から引き落とします。（引き落としの際には事前に通知しますのでご確認ください）

なお、「償還払い」の場合には、一旦利用者が利用料（10割）を支払い、その後、市町村に対して保険給付分の請求をすることになります。

9. 相談窓口・苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

コープあいち福祉サービス 天白	電話 052-800-2948
窓口責任者 横井 真由美	FAX 052-802-2710

○公的機関においても苦情申し出などができます。＜相談時間 午前9時～午後5時00分＞

公的機関名	電話番号
愛知県国民健康保険団体連合会	052-971-4165
名古屋市 介護保険相談窓口 指導担当	052-959-3087
天白区 区役所 介護保険相談窓口 福祉課	052-807-3897
緑区 区役所 介護保険相談窓口 福祉課	052-625-3964
豊明市役所健康福祉部健康長寿課	0562-92-1261

10、事故発生時、緊急時等の対応

- 家族、主治医、ケアマネジャー、行政窓口などへ連絡を迅速に行ない、適切な対応をします。
- 事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体または財産に損害を及ぼした場合にはその損害を賠償します。
- コープあいち福祉事業では、(株)アイアンドアイの生協福祉事業に関する総合保障制度に加入しています。
- 緊急時等は下記の連絡先へご連絡ください。

コープあいち福祉サービス 天白	052-800-2948
対応可能時間	午前9時00分～午後5時30分

11、秘密保持

- (1) 事業者、居宅介護支援専門員、及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密について、利用者や第三者の生命・身体などに危険がある場合などの正当な理由無く第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) あらかじめ利用者の書面による同意を得た場合は、前項の規定に関わらず、事業者は、介護保険法に関する法令に従い、利用者の居宅サービス計画に基づき、指定居宅サービス等を円滑に、効果的に実施する為に行なうサービス担当者会議等において、必要最低限の利用者及びその家族状況等の個人情報を使用します。
- (3) 第1項の規程にかかわらず、事業者は高齢者虐待防止法に定める通報をなすことができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

12、第三者評価の実施状況

提供するサービスの第三者評価実施はありません。

13、虐待の防止

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者：横井 真由美
-------------	------------

- (2) 法人として虐待防止委員会を設置し、定期的に委員会を実施し結果の周知徹底を図っています。
- (3) 成年後見制度の利用を支援します。
- (4) 苦情解決体制を整備しています。
- (5) 従業員に対する虐待防止を啓発普及するための研修を実施しています。

1 4. 身体拘束等の禁止

- (1) 事業者は、サービスの提供において、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- (2) やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- (3) 事業者は、身体拘束等の適正化を図るための検討委員会開催とその結果の周知徹底を図ります。
- (4) 身体拘束等の適正化のための指針を整備するとともに、従業員に対し、研修を実施します。

1 5. BCP計画の策定

- (1) 自然災害（台風含む）が事業所内で発生した場合において、事業を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定めています。
- (2) 新型コロナウイルス感染症同様の2類相当の感染者（感染疑いを含む）等が事業所内で発生した場合においても、サービス提供を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、定めた実施事項を平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定めています。

1 6. カスタマーハラスメントに関する指針

ご利用者様との信頼に基づいた関係を結ぶためにも下記の行動・行為があった際には、サービス提供の中止等をさせていただく場合がございます。

- (1) 大声や暴言、脅迫的な言動により、当事業所職員に迷惑を及ぼすこと（尊厳や人格を傷つけるような行為）
- (2) 当事業所職員に対する暴力行為、もしくはその恐れが強い場合。
- (3) 解決しがたい要求を繰り返し行い、業務を妨害すること。
- (4) 当事業所職員にみだりに接触すること、卑猥な発言などの公然わいせつ行為及びストーカー行為をする事。
- (5) 正当な理由なく居宅内・施設内に当事業所職員をとどませること。

- (6) 当事業所の了承を得ず、撮影や録音をすること。
- (7) 謝罪や謝罪文を強要すること。
- (8) 当事業所の備品、材料等の器物破損行為。
- (9) その他当事業所の迷惑となる行為及びサービス提供に支障をきたす行為。

17. その他重要事項

従業者に対する贈り物や飲食のもてなしはご遠慮させていただきます。

18. 介護サービス情報公表について

「介護サービス情報公表制度」により事業所の基本データとサービス提供の現状が閲覧できることになりました。下記のホームページより閲覧ください。

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/23/index.php>

愛知県 介護事業所検索「介護サービス情報公表システム」

検索



重要事項説明書（訪問介護・介護予防訪問サービス）

訪問介護サービスの提供開始に当り、厚生労働省令 37 号第 8 条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は、次のとおりです。

1. 利用対象の事業所概要

事業所名称	コープあいち福祉サービス豊橋北
所在地	豊橋市朝丘町132
介護保険指定事業所番号	2372001954
電話番号（代表）	0532-65-8480
FAX	0532-21-8485
提供可能サービス	訪問介護、介護予防訪問サービス
管理者	南 多恵子
サービス提供地域	豊橋市

2. コープあいちの概要

名称	生活協同組合コープあいち
代表者名	代表理事 理事長 森 政広
法人の種類	消費生活協同組合
主たる事務所所在地	愛知県名古屋市名東区猪高町大字上社字井堀 25 番地の 1
電話番号（代表）	052-703-1501

3. 事業所の職員体制等（2024年 4月 1日 現在）

職種	人員	勤務体制
管理者	1名	常勤
サービス提供責任者	3名以上	常勤：介護福祉士 6名
訪問介護員（非常勤）	10名以上	非常勤：介護福祉士 25名
事務担当者	1名	非常勤

4. 営業時間

営業日	営業時間
年中無休（365日）	午前8時30分から午後6時30分までとする。 ただし訪問介護員等の派遣時間は 午前6時から午後10時までとする。

5. サービス利用料金及び利用者負担（介護保険適用分）

生活援助	
	単位数
20分以上45分未満	179
45分以上	220

身体介護	
	単位数
20分未満	163
20分～30分未満	244
30分～1時間未満	387
1時間～1時間30分未満	567
以降30分毎に	82

（介護保険適用分）

- (1) 上記単位に特定事業所加算Ⅱ（10%）が追加されます。
- (2) 早朝（午前6時～8時）と夜間（午後6時～10時）は、25%加算。ただし、前記時間内に開始した1回のサービスは、時間外も含む場合も25%加算対象時間になります。
- (3) サービス提供責任者の労力に着目した評価
 ※緊急時訪問介護加算・・・利用者や家族からの要請を受けて居宅サービス計画にない訪問介護を行った時にサービス料金に加算させていただきます（1回100単位）。

（介護予防訪問サービス適用分）

対象	利用頻度	介護区分	単位数（1ヶ月）
I	週1回程度の利用が必要な場合	要支援1・2・ 総合事業対象者	1, 176
II	週2回程度の利用が必要な場合	要支援1・2・ 総合事業対象者	2, 349
III	IIを超える利用が必要な場合	要支援1・2・ 総合事業対象者	3, 727

（介護保険・介護予防訪問サービス 共通適用分）

- (1) 利用者負担は自己負担割合に応じた額になります。
- (2) 上記単位に介護職員処遇改善加算Ⅰ（24.5% ※2024年6月より適用）
地域区分加算（1単位：10.21円）が追加されます。
- (3) サービス提供責任者の労力に着目した評価
 ※初回加算・・・新規に訪問介護計画書（介護予防訪問サービス計画）を作成した利用者に対しての加算200単位（初回訪問した月のみ）。
- (4) 公費受給者の皆様につきましては、これまで通り負担に変更はありません。

- (5) 通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要した交通費は、事業所の実施地域を超える地点から自宅までの交通費の実費をいただきます。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次のとおりいただきます。

*事業所の実施地域を超える地点から、キロ数×30円

6. キャンセルについて

- (1) 利用者がサービス内容を中止する場合には、速やかに次の連絡先（またはサービス提供責任者）までご連絡ください。 TEL：0532-65-8480
- (2) 利用者の都合でサービスを中止する場合は、サービス利用日の前日（午後 5 時 30 分）までにご連絡ください。当日キャンセルの場合は、キャンセル料を申し受ける事になりますので、ご了承ください。
 （ただし、利用者の様態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料をいただかない場合もあります）
- (3) キャンセル料は、利用者負担金の支払とあわせてお支払いいただきます。

キャンセルの内容	キャンセル料	備考
サービス利用日当日の場合のみ	1回・・・1,000円	

7. サービス提供責任者の交代

- (1) 担当訪問介護員の変更を希望する場合は、ご相談ください。
- (2) 事業者の都合によりサービス提供責任者・訪問介護員を変更する場合は、管理者又はサービス提供責任者から事前に連絡します。（緊急の場合はご容赦ください）

8. 利用者負担金の支払方法

基本は、自動引き落としによる支払いをお願いします。

（ご指定の金融機関の口座から毎月 1 回引き落とします）

ご都合で自動引き落とし以外による支払方法については、ご相談ください。

利用者負担金は、毎月当月末に締めて、翌月 27 日に利用者指定の金融機関口座から引き落とします。（引き落としの際には事前に通知しますのでご確認ください）

なお、「償還払い」の場合には、一旦利用者が利用料（10割）を支払い、その後、市町村に対して保険給付分の請求をすることになります。

9. 相談窓口・苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

コープあいち福祉サービス豊橋北	電話 0532-65-8480
窓口責任者 南 多恵子	FAX 0532-21-8485

○公的機関においても苦情申し出などができます。

公的機関名	電話番号
東三河広域連合 介護保険課	0532-26-8471
愛知県国民健康保険団体連合会	052-971-4165

10. 事故発生時、緊急時等の対応

- (1) 家族、主治医、ケアマネジャー、東三河広域連合など連絡を迅速に行ない、適切な対応をします。
- (2) 事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体または財産に損害を及ぼした場合にはその損害を賠償します。
- (3) コープあいち福祉事業では、(株) アイアンドアイの生協福祉事業に関する総合保障制度に加入しています。

○緊急時等は下記の連絡先へご連絡ください。

コープあいち福祉サービス豊橋北	0532-65-8480
対応可能時間	午前8時30分～午後6時30分 (※転送電話で24時間対応)

11. 秘密保持

- (1) 事業者、居宅介護支援専門員、及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密について、利用者や第三者の生命・身体などに危険がある場合などの正当な理由無く第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) あらかじめ利用者の書面による同意を得た場合は、前項の規定に関わらず、事業者は、介護保険法、介護予防・日常生活支援総合事業に関する法令に従い、利用者の居宅サービス計画（介護予防ケアプラン）に基づき、指定居宅サービス等を円滑に、効果的に実施する為に行なうサービス担当者会議等において、必要最低限の利用者及びその家族状況等の個人情報を使用します。
- (3) 第1項の規程にかかわらず、事業者は高齢者虐待防止法に定める通報をなすことができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

12. 第三者評価の実施状況

提供するサービスの第三者評価実施はありません。

13. 虐待の防止

○事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者（管理者・南 多恵子）

- (2) 法人として虐待防止委員会を設置し定期的に委員会を実施し結果の周知徹底を図っています。
- (3) 成年後見制度の利用を支援します。
- (4) 苦情解決体制を整備しています。
- (5) 従業者に対する虐待防止を啓発普及するための研修を実施しています。

1 4. 身体拘束等の禁止

- (1) 事業者は、サービスの提供において、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- (2) やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- (3) 事業者は、身体拘束等の適正化を図るための検討委員会開催とその結果の周知徹底を図ります。
- (4) 身体拘束等の適正化のための指針を整備するとともに、従業者に対し、研修を実施します。

1 5. BCP 計画の策定

- (1) 自然災害（台風含む）が事業所内で発生した場合において、事業を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定めています。
- (2) 新型コロナウイルス感染症同様の 2 類相当の感染者（感染疑いを含む）等が事業所内で発生した場合においても、サービス提供を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、定めた実施事項を平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定めています。

1 6. カスタマーハラスメントに関する指針

ご利用者様との信頼に基づいた関係を結ぶためにも下記の行動・行為があった際には、サービス提供の中止等をさせていただく場合がございます。

- (1) 大声や暴言、脅迫的な言動により、当事業所職員に迷惑を及ぼすこと（尊厳や人格を傷つけるような行為）
- (2) 当事業所職員に対する暴力行為、もしくはその恐れが強い場合。
- (3) 解決しがたい要求を繰り返し行い、業務を妨害すること。
- (4) 当事業所職員にみだりに接触すること、卑猥な発言などの公然わいせつ行為及びストーカー行為をする事。
- (5) 正当な理由なく居宅内・施設内に当事業所職員をとどまらせること。
- (6) 当事業所の了承を得ず、撮影や録音をすること。
- (7) 謝罪や謝罪文を強要すること。
- (8) 当事業所の備品、材料等の器物破損行為。
- (9) その他当事業所の迷惑となる行為及びサービス提供に支障をきたす行為。

17. その他重要事項

従業者に対する贈り物や飲食のもてなしはご遠慮させていただきます。

18. 介護サービス情報公表について

「介護サービス情報公表制度」により事業所の基本データとサービス提供の現状が閲覧できることになりました。下記のホームページより閲覧ください。

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/23/index.php>

愛知県 介護事業所検索介護サービス情報公表システム

検索



重要事項説明書（訪問介護・介護予防訪問サービス）

訪問介護サービスの提供開始に当たり、厚生労働省令 37 号第 8 条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は、次のとおりです。

1. 利用対象の事業所概要

事業所名称	コープあいち福祉サービス豊川
所在地	豊川市西塚町2丁目6番地
介護保険指定事業所番号	2372600474
電話番号（代表）	0533-85-7289
FAX	0533-85-7210
提供可能サービス	訪問介護、介護予防訪問サービス
管理者	神谷 佳緒里
サービス提供地域	豊川市

2. コープあいちの概要

名称	生活協同組合コープあいち
代表者名	代表理事 理事長 森 政広
法人の種類	消費生活協同組合
主たる事務所所在地	愛知県名古屋市名東区猪高町大字上社字井堀 25 番地の 1
電話番号（代表）	052-703-1501

3. 事業所の職員体制等（2024年 4月 1日 現在）

職種	人員	勤務体制
管理者	1名	常勤：サービス提供責任者を兼務
サービス提供責任者	1名以上	常勤：介護福祉士4名 (うち1人は管理者と兼務)
訪問介護員（非常勤）	2.5以上（常勤換算）	非常勤：32名
事務担当者	1名	非常勤：1名

4. 営業時間

営業日	営業時間
365日（ただし、定休日1月1日～3日）	午前9時から午後5時30分までとする。 ただし訪問介護員等の派遣時間は 午前6時から午後10時までとする。

5. サービス利用料金及び利用者負担（介護保険適用分）

生活援助	
	単位数
20分以上45分未満	179
45分以上	220

身体介護	
	単位数
20分未満	163
20分～30分未満	244
30分～1時間未満	387
1時間～1時間30分未満	567
以降30分毎に	82

（介護保険適用分）

- (1) 上記単位に特定事業所加算Ⅱ（10%）が追加されます。
- (2) 早朝（午前6時～8時）と夜間（午後6時～10時）は、25%加算。ただし、前記時間内に開始した1回のサービスは、時間外も含む場合も25%加算対象時間になります。
- (3) サービス提供責任者の労力に着目した評価
 ※緊急時訪問介護加算・・・利用者や家族からの要請を受けて居宅サービス計画にない訪問介護を行った時にサービス料金に加算させていただきます（1回100単位）。

（介護予防訪問サービス適用分）

対象	利用頻度	介護区分	単位数（1ヶ月）
I	週1回程度の利用が必要な場合	要支援1・2・ 総合事業対象者	1, 176
II	週2回程度の利用が必要な場合	要支援1・2・ 総合事業対象者	2, 349
III	IIを超える利用が必要な場合	要支援1・2・ 総合事業対象者	3, 727

（介護保険・介護予防訪問サービス 共通適用分）

- (1) 利用者負担は自己負担割合に応じた額になります。
- (2) 上記単位に介護職員処遇改善加算Ⅰ（24.5% ※2024年6月より適用）
地域区分加算（1単位10.21円）が追加されます。
- (3) サービス提供責任者の労力に着目した評価
 ※初回加算・・・新規に訪問介護計画書（介護予防訪問サービス計画）を作成した利用者に対しての加算200単位（初回訪問した月のみ）。
- (4) 公費受給者の皆様につきましては、これまで通り負担に変更はありません。

- (5) 通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要した交通費は、事業所の実施地域を超える地点から自宅までの交通費の実費をいただきます。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次のとおりいただきます。

*事業所の実施地域を超える地点から、キロ数×30円

6. キャンセルについて

- (1) 利用者がサービス内容を中止する場合には、速やかに次の連絡先（またはサービス提供責任者）までご連絡ください。 TEL：0533-85-7289
- (2) 利用者の都合でサービスを中止する場合は、サービス利用日の前日（午後 5 時 30 分）までにご連絡ください。当日キャンセルの場合は、キャンセル料を申し受ける事になりますので、ご了承ください。
- （ただし、利用者の様態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料をいただかない場合もあります）
- (3) キャンセル料は、利用者負担金の支払とあわせてお支払いいただきます。

キャンセルの内容	キャンセル料	備考
サービス利用日当日の場合のみ	1回・・・1,000円	

7. サービス提供責任者の交代

- (1) 担当訪問介護員の変更を希望する場合は、ご相談ください。
- (2) 事業者の都合によりサービス提供責任者・訪問介護員を変更する場合は、管理者又はサービス提供責任者から事前に連絡します。（緊急の場合はご容赦ください）

8. 利用者負担金の支払方法

基本は、自動引き落としによる支払いをお願いします。

（ご指定の金融機関の口座から毎月 1 回引き落とします）

ご都合で自動引き落とし以外による支払方法については、ご相談ください。

利用者負担金は、毎月当月末に締めて、翌月 27 日に利用者指定の金融機関口座から引き落とします。（引き落としの際には事前に通知しますのでご確認ください）

なお、「償還払い」の場合には、一旦利用者が利用料（10割）を支払い、その後、市町村に対して保険給付分の請求をすることになります。

9. 相談窓口・苦情対応

- サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

コープあいち福祉サービス豊川	電話 0533-85-7289
窓口責任者 神谷 佳緒里	FAX 0533-85-7210

- 公的機関においても苦情申し出などができます。

公的機関名	電話番号
東三河広域連合 介護保険課	0532-26-8471
愛知県国民健康保険団体連合会	052-971-4165

10. 事故発生時、緊急時等の対応

- (1) 家族、主治医、ケアマネジャー、東三河広域連合など連絡を迅速に行ない、適切な対応をします。
- (2) 事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体または財産に損害を及ぼした場合にはその損害を賠償します。
- (3) コープあいち福祉事業では、(株) アイアンドアイの生協福祉事業に関する総合保障制度に加入しています。

○緊急時等は下記の連絡先へご連絡ください。

コープあいち福祉サービス豊川	0533-85-7289
対応可能時間	午前8時30分～午後5時30分 (※転送電話で24時間対応)

11. 秘密保持

- (1) 事業者、居宅介護支援専門員、及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密について、利用者や第三者の生命・身体などに危険がある場合などの正当な理由無く第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) あらかじめ利用者の書面による同意を得た場合は、前項の規定に関わらず、事業者は、介護保険法、介護予防・日常生活支援総合事業に関する法令に従い、利用者の居宅サービス計画（介護予防ケアプラン）に基づき、指定居宅サービス等を円滑に、効果的に実施する為に行なうサービス担当者会議等において、必要最低限の利用者及びその家族状況等の個人情報を使用します。
- (3) 第1項の規程にかかわらず、事業者は高齢者虐待防止法に定める通報をなすことができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

12. 第三者評価の実施状況

提供するサービスの第三者評価実施はありません。

13. 虐待の防止

○事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者（管理者・神谷佳緒里）
- (2) 法人として虐待防止委員会を設置し定期的に委員会を実施し結果の周知徹底を図っています。

- (3) 成年後見制度の利用を支援します。
- (4) 苦情解決体制を整備しています。
- (5) 従業者に対する虐待防止を啓発普及するための研修を実施しています。

1 4. 身体拘束等の禁止

- (1) 事業者は、サービスの提供において、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- (2) やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- (3) 事業者は、身体拘束等の適正化を図るための検討委員会開催とその結果の周知徹底を図ります。
- (4) 身体拘束等の適正化のための指針を整備するとともに、従業者に対し、研修を実施します。

1 5. BCP 計画の策定

- (1) 自然災害（台風含む）が事業所内で発生した場合において、事業を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定めています。
- (2) 新型コロナウイルス感染症同様の 2 類相当の感染者(感染疑いを含む)等が事業所内で発生した場合においても、サービス提供を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、定めた実施事項を平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定めています。

1 6. カスタマーハラスメントに関する指針

ご利用者様との信頼に基づいた関係を結ぶためにも下記の行動・行為があった際には、サービス提供の中止等をさせていただく場合がございます。

- (1) 大声や暴言、脅迫的な言動により、当事業所職員に迷惑を及ぼすこと（尊厳や人格を傷つけるような行為）
- (2) 当事業所職員に対する暴力行為、もしくはその恐れが強い場合。
- (3) 解決しがたい要求を繰り返し行い、業務を妨害すること。
- (4) 当事業所職員にみだりに接触すること、卑猥な発言などの公然わいせつ行為及びストーカー行為をする事。
- (5) 正当な理由なく居宅内・施設内に当事業所職員をとどまらせること。
- (6) 当事業所の了承を得ず、撮影や録音をすること。
- (7) 謝罪や謝罪文を強要すること。
- (8) 当事業所の備品、材料等の器物破損行為。
- (9) その他当事業所の迷惑となる行為及びサービス提供に支障をきたす行為。

17. その他重要事項

従業者に対する贈り物や飲食のもてなしはご遠慮させていただきます。

18. 介護サービス情報公表について

「介護サービス情報公表制度」により事業所の基本データとサービス提供の現状が閲覧できることになりました。下記のホームページより閲覧ください。

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp>

介護サービス情報公表システム



重要事項説明書

(訪問介護・予防専門型訪問サービス)

訪問介護・予防専門型サービスの提供開始に当たり、厚生労働省令 37 号第 8 条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は、次のとおりです。

1. 利用対象の事業所概要

事業所名称	コープあいち福祉サービス本山
所在地	名古屋市千種区稲舟通1丁目39番地
介護保険指定事業所番号	2370100071
電話番号(代表)	052-746-8303
FAX	052-781-8833
提供可能サービス	訪問介護・予防専門型訪問サービス
管理者	平澤 美幸
サービス提供地域	名古屋市千種区・名東区・西区・北区・東区・中区

2. コープあいちの概要

名称	生活協同組合コープあいち
代表者名	代表理事 理事長 森 政広
法人の種類	消費生活協同組合
主たる事務所所在地	愛知県名古屋市名東区猪高町大字上社字井堀 25 番地の 1
電話番号(代表)	052-703-1501

3. 事業所の職体制等 (2024年4月1日現在)

職種	人員	備考
管理者	1名	サービス提供責任者を兼務
サービス提供責任者	7名	常勤: 介護福祉士 7名
訪問介護員	73名	常勤 0名 非常勤 73名 (うち介護福祉士 35名)
事務担当者	1名	

4. 営業時間

営業日	営業時間
月曜日～土曜日(日曜日定休) ただし、12月29日～1月3日は休業	基本として午前9時から午後5時半までとする。 必要に応じて午前7時からと夕方9時までの時間外への対応も行うものとする。

5. サービス利用料金及び利用者負担

(介護サービス利用料金)

生活援助	
	単位数
20分以上45分未満	179
45分以上	220

身体介護	
	単位数
20分未満	163
20分～30分未満	244
30分～1時間未満	387
1時間～1時間30分未満	567
以降30分毎に	82

(介護保険適用分)

- ① 上記単位に特定事業所加算Ⅱ（10%）が追加されます。
- ② 早朝（午前6時～8時）と夜間（午後6時～10時）は、25%加算。ただし、前記時間内に開始した1回のサービスは、時間外も含む場合も25%加算対象時間になります。
- ③ サービス提供責任者の労力に着目した評価
 - * 緊急時訪問介護加算…利用者や家族からの要請を受けて居宅サービス計画にない訪問介護を行なった時にサービス料金に1回100単位を加算させていただきます。

(予防専門型訪問サービス利用料金)

対象	利用頻度	介護区分	単位数(1ヶ月)
I	週1回程度の利用が必要な場合	要支援1・2 事業対象者	1,176
II	週2回程度の利用が必要な場合	要支援1・2 事業対象者	2,349
III	IIを超える利用が必要な場合	要支援1・2 事業対象者	3,727

(介護保険・介護予防訪問サービス適用分)

- ① 利用者負担は自己負担割合に応じた額になります。
- ② 上記単位に介護職員処遇改善加算Ⅰ（24.5% ※2024年6月より適用）
地域区分加算（1単位：11.05円）が追加されます。
- ③ サービス提供責任者の労力に着目した評価
 - * 初回加算…新規に訪問介護計画書を作成した利用者に対しての加算200単位（初回訪問した月のみ）加算させていただきます。
 - * 生活機能向上連携加算…理学療法士等と連携し生活機能の向上を目的とした訪問介護計画の作成を行った時にサービス料金に100単位を加算させていただきます

④公費受給者の皆様につきましては、これまでどおり負担に変更はございません。

⑤通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要した交通費は、事業所の実施地域を超える地点から自宅までの交通費の実費をいただきます。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の通りいただきます。

*事業所の実施地域を越える地点から、キロ数×30円

6. キャンセルについて

- (1) 利用者がサービス内容を中止する場合には、速やかに次の連絡先（またはサービス提供責任者）までご連絡ください。 **TEL： 052-746-8303**
- (2) 利用者の都合でサービスを中止する場合は、サービス利用日の前日（午後5時30分）までにご連絡ください。当日キャンセルの場合は、キャンセル料を申し受ける事になりますので、ご了承ください。（ただし、利用者の様態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料をいただかない場合もあります）
- (3) キャンセル料は、利用者負担金の支払とあわせてお支払いいただきます。

キャンセルの内容	キャンセル料	備考
サービス利用日当日の場合のみ	1回・・・1,000円	

7. サービス提供責任者・訪問介護員の交代

- (1) 担当のサービス提供責任者・訪問介護員の変更を希望する場合は、ご相談ください。
- (2) 事業者の都合によりサービス提供責任者・訪問介護員を変更する場合は、管理者又はサービス提供責任者から事前に連絡します。（緊急の場合はご容赦ください）

8. 利用者負担金の支払方法

基本は、自動引き落としによる支払いをお願いします。

（ご指定の金融機関の口座から毎月1回引き落とします）

ご都合で自動引き落とし以外による支払方法については、ご相談ください。

利用者負担金は、毎月当月末に締めて、翌月27日に利用者指定の金融機関口座から引き落とします。（引き落としの際には事前に通知しますのでご確認ください）

なお、「償還払い」の場合には、一旦利用者が利用料（10割）を支払い、その後、市町村に対して保険給付分（9割）の請求をすることになります。

9. 相談窓口・苦情対応

○ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

コープあいち福祉サービス本山 窓口責任者 平澤 美幸	電話 052-746-8303 FAX 052-781-8833
-------------------------------	-------------------------------------

○公的機関においても苦情申し出などができます。

公的機関名	電話番号
名古屋市介護保険課 指導担当	052-959-3087
千種区役所 介護保険相談窓口 介護保険課	052-753-1848
愛知県国民健康保険団体連合会	052-971-4165

10. 事故発生時・緊急時等の対応

- 家族、主治医、介護支援専門員、行政区などへ連絡を迅速に行ない、適切な対応をします。
- 事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体または財産に損害を及ぼした場合にはその損害を賠償します。
- コープあいち福祉事業では、(株)アイアンドアイの生協福祉事業に関する総合保障制度に加入しています。
- 緊急時等は下記の連絡先へご連絡ください。

コープあいち福祉サービス本山	052-746-8303
対応可能時間	午前9時～午後5時半

1 1. 秘密保持

- (1) 事業者、居宅介護支援専門員、及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密について、利用者や第三者の生命・身体などに危険がある場合などの正当な理由無く第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) あらかじめ利用者の書面による同意を得た場合は、前項の規定に関わらず、事業者は、介護保険法に関する法令に従い、利用者の居宅サービス計画に基づき、指定居宅サービス等を円滑に、効果的に実施する為に行なうサービス担当者会議等において、必要最低限の利用者及びその家族状況等の個人情報を使用します。
- (3) 第1項の規程にかかわらず、事業者は高齢者虐待防止法に定める通報をなすことができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

1 2. 第三者評価の実施状況

提供するサービスの第三者評価実施はありません。

1 3. 虐待の防止

○事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- (2) 虐待防止に関する責任者（管理者・平澤美幸）
- (2) 法人として虐待防止委員会を設置し、定期的に委員会を実施し結果の周知徹底を図っています。
- (3) 成年後見制度の利用を支援します。
- (4) 苦情解決体制を整備しています。

- (5) 従業者に対する虐待防止を啓発普及するための研修を実施しています。

1 4. 身体拘束等の禁止

- (1) 事業者は、サービスの提供において、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- (2) やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- (3) 事業者は、身体拘束等の適正化を図るための検討委員会開催とその結果の周知徹底を図ります。
- (4) 身体拘束等の適正化のための指針を整備するとともに、従業者に対し、研修を実施します。

1 5. BCP 計画の策定

- (1) 自然災害（台風含む）が事業所内で発生した場合において、事業を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定めています。
- (2) 新型コロナウイルス感染症同様の2類相当の感染者(感染疑いを含む)等が事業所内で発生した場合においても、サービス提供を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、定めた実施事項を平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定めています。

1 6. カスタマーハラスメントに関する指針

ご利用者様との信頼に基づいた関係を結ぶためにも下記の行動・行為があった際には、サービス提供の中止等をさせていただく場合がございます。

- (1) 大声や暴言、脅迫的な言動により、当事業所職員に迷惑を及ぼすこと（尊厳や人格を傷つけるような行為）
- (2) 当事業所職員に対する暴力行為、もしくはその恐れが強い場合。
- (3) 解決しがたい要求を繰り返し行い、業務を妨害すること。
- (4) 当事業所職員にみだりに接触すること、卑猥な発言などの公然わいせつ行為及びストーカー行為をする事。
- (5) 正当な理由なく居宅内・施設内に当事業所職員をとどまらせること。
- (6) 当事業所の上承を得ず、撮影や録音をすること。
- (7) 謝罪や謝罪文を強要すること。
- (8) 当事業所の備品、材料等の器物破損行為。
- (9) その他当事業所の迷惑となる行為及びサービス提供に支障をきたす行為。

17. その他重要事項

(1) 従業者に対する贈り物や飲食のもてなしはご遠慮させていただきます。

18. 介護サービス情報公表について

「介護サービス情報公表制度」により事業所の基本データとサービス提供の現状が閲覧できることになりました。下記のホームページより閲覧ください。

<http://www.kaigokensaku.jp/23/>

[愛知県 | 介護事業所検索「介護サービス情報公表システム」](#)

検索

重要事項説明書

（訪問介護・予防専門型訪問サービス）

訪問介護・予防専門型訪問サービスの提供開始に当り、厚生労働省令 37 号第 8 条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は、次のとおりです。

1. 利用対象の事業所概要

事業所名称	コープあいち福祉サービス名東
所在地	名古屋市名東区香南 2 丁目 1 3 0 2 高木ビル 2D 号室
介護保険指定事業所番号	2 3 7 1 5 0 1 2 1 0
電話番号（代表）	0 5 2 - 7 6 0 - 5 0 9 0
FAX	0 5 2 - 7 7 1 - 9 7 6 6
提供可能サービス	訪問介護・予防専門型訪問サービス
管理者	押村 有美
サービス提供地域	名古屋市名東区・千種区・守山区、瀬戸市、尾張旭市、日進市、長久手市

2. コープあいちの概要

名称	生活協同組合コープあいち
代表者名	代表理事 理事長 森 政広
法人の種類	消費生活協同組合
主たる事務所所在地	愛知県名古屋市名東区猪高町大字上社字井堀 25 番地の 1
電話番号（代表）	0 5 2 - 7 0 3 - 1 5 0 1

3. 事業所の職員体制等 （2024年12月1日現在）

職種	人員	備考
管理者	1 名	サービス提供責任者を兼務
サービス提供責任者	3 名以上	常勤 1 名以上 非常勤 1 名以上(介護福祉士 3 名以上)
訪問介護員	20 名以上	常勤 1 名以上 非常勤 20 名以上

4. 営業時間

営業日	営業時間
月曜日～土曜日（日曜日定休） ただし、12月29日～1月3日は休業	基本として午前9時から午後5時30分までとする。必要に応じて午前7時からと夕方9時までの時間外への対応も行うものとする。

5. サービス利用料金及び利用者負担（介護保険適用分）

生活援助	
	単位数
20分以上45分未満	179
45分以上	220

身体介護	
	単位数
20分未満	163
20分～30分未満	244
30分～1時間未満	387
1時間～1時間30分未満	567
以降30分毎に	82

（介護保険適用分）

- (1) 上記単位に**特定事業所加算Ⅱ（10%）**が追加されます。
- (2) **早朝（午前6時～8時）と夜間（午後6時～10時）は、25%加算。**但し、前記時間内に開始した1回のサービスは、時間外も含む25%加算対象時間になります。
- (3) サービス提供責任者の労力に着目した評価
 ※緊急時訪問介護加算・・・利用者や家族からの要請を受けて居宅サービス計画にない訪問介護を行なった時にサービス料金に加算（1回100単位）

（予防専門型適用分）

対象	利用頻度	介護区分	利用料（1ヶ月）
I	週1回程度の利用が必要な場合	要支援1・2 事業対象者	1, 176単位
II	週2回程度の利用が必要な場合	要支援1・2 事業対象者	2, 349単位
III	IIを超える利用が必要な場合	要支援1・2 事業対象者	3, 727単位

（介護保険・予防専門型訪問サービス 共通適用分）

- (1) 利用者負担は自己負担割合に応じた額になります。
- (2) 上記単位に介護職員処遇改善加算Ⅰ（24.5% ※2024年6月より適用）
地域区分加算（1単位：11.05円）が追加されます。
- (3) サービス提供責任者の労力に着目した評価
 ※初回加算・・・新規に訪問介護計画書（介護予防サービス計画）を作成した利用者に対しての加算（200単位：初回訪問した月のみ）

- (4) 公費受給者の皆様につきましては、これまで通り負担に変更はありません。
- (5) 通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要した交通費は、事業所の実施地域を超える地点から自宅までの交通費の実費をいただきます。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次のとおりいただきます。

*事業所の実施地域を超える地点から、キロ数×30円

6. キャンセルについて

- (1) 利用者がサービス内容を中止する場合には、速やかに次の連絡先（またはサービス提供責任者）までご連絡ください。 **TEL： 052-760-5090**
- (2) 利用者の都合でサービスを中止する場合は、サービス利用日の前日（午後5時30分）までにご連絡ください。当日キャンセルの場合は、キャンセル料を申し受ける事になりますので、ご了承ください。
（ただし、利用者の様態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料をいただかない場合もあります）
- (3) キャンセル料は、利用者負担金の支払とあわせてお支払いいただきます。

キャンセルの内容	キャンセル料	備考
サービス利用日当日の場合のみ	1回・・・1,000円	

7. サービス提供責任者・訪問介護員の交代

- (1) 担当のサービス提供責任者・訪問介護員の変更を希望する場合は、ご相談ください。
- (2) 事業者の都合によりサービス提供責任者・訪問介護員を変更する場合は、管理者又はサービス提供責任者から事前に連絡します。（緊急の場合はご容赦ください）

8. 利用者負担金の支払方法

基本は、自動引き落としによる支払いをお願いします。

（ご指定の金融機関の口座から毎月1回引き落とします）

ご都合で自動引き落とし以外による支払方法については、ご相談ください。

利用者負担金は、毎月当月末に締めて、翌月27日に利用者指定の金融機関口座から引き落とします。（引き落としの際には事前に通知しますのでご確認ください）なお、「償還払い」の場合には、一旦利用者が利用料（10割）を支払い、その後、市町村に対して保険給付分（9割）の請求をすることになります。

9. 相談窓口・苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

コープあいち福祉サービス名東 窓口責任者 押村 有美麻貴	電話 052-760-5090 FAX 052-771-9766
---------------------------------	-------------------------------------

○公的機関においても苦情申し出などができます。

公的機関名	電話番号
名古屋市介護保険課 指導担当	052-959-3087
名東区役所 区民福祉部 福祉課	052-778-3009
愛知県国民健康保険団体連合会	052-971-4165

10. 事故発生時・緊急時等の対応

○家族、主治医などへ連絡を迅速に行ない、適切な対応をします。

○事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体または財産に損害を及ぼした場合にはその損害を賠償します。

○コープあいち福祉事業では、(株)アイアンドアイの生協福祉事業に関する総合保障制度に加入しています。

○緊急時等は下記の連絡先へご連絡ください。

コープあいち福祉サービス名東	052-760-5090
対応可能時間	午前9時～午後5時30分

11. 秘密保持

(1) 事業者、居宅介護支援専門員、及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密について、利用者や第三者の生命・身体などに危険がある場合などの正当な理由無く第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

(2) あらかじめ利用者の書面による同意を得た場合は、前項の規定に関わらず、事業者は、介護保険法に関する法令に従い、利用者の居宅サービス計画に基づき、指定居宅サービス等を円滑に、効果的に実施する為に行なうサービス担当者会議等において、必要最低限の利用者及びその家族状況等の個人情報を使用します。

(3) 第1項の規程にかかわらず、事業者は高齢者虐待防止法に定める通報をなすことができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

12. 第三者評価の実施状況

提供するサービスの第三者評価はありません(2020年4月1日現在)

13. 虐待の防止

○事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者：押村 有美
-------------	-----------

- (2) 法人として虐待防止委員会を設置し、定期的に委員会を実施し結果の周知徹底を図っています。
- (3) 成年後見制度の利用を支援します。
- (4) 苦情解決体制を整備しています。
- (5) 従業者に対する虐待防止を啓発普及するための研修を実施しています。

1 4. 身体拘束等の禁止

- (1) 事業者は、サービスの提供において、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- (2) やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- (3) 事業者は、身体拘束等の適正化を図るための検討委員会開催とその結果の周知徹底を図ります。
- (4) 身体拘束等の適正化のための指針を整備するとともに、従業者に対し、研修を実施します。

1 5. BCP 計画の策定

- (1) 自然災害（台風含む）が事業所内で発生した場合において、事業を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定めています。
- (2) 新型コロナウイルス感染症同様の2類相当の感染者(感染疑いを含む)等が事業所内で発生した場合においても、サービス提供を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、定めた実施事項を平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定めています。

1 6. カスタマーハラスメントに関する指針

ご利用者様との信頼に基づいた関係を結ぶためにも下記の行動・行為があった際には、サービス提供の中止等をさせていただく場合がございます。

- (1) 大声や暴言、脅迫的な言動により、当事業所職員に迷惑を及ぼすこと（尊厳や人格を傷つけるような行為）
- (2) 当事業所職員に対する暴力行為、もしくはその恐れが強い場合。
- (3) 解決しがたい要求を繰り返し行い、業務を妨害すること。
- (4) 当事業所職員にみだりに接触すること、卑猥な発言などの公然わいせつ行為及びストーカー行為をする事。
- (5) 正当な理由なく居宅内・施設内に当事業所職員をとどませること。
- (6) 当事業所の上承を得ず、撮影や録音をすること。

- (7) 謝罪や謝罪文を強要すること。
- (8) 当事業所の備品、材料等の器物破損行為。
- (9) その他当事業所の迷惑となる行為及びサービス提供に支障をきたす行為。

17. その他重要事項

従業者に対する贈り物や飲食のもてなしはご遠慮させていただきます。

18. 介護サービス情報公表について

「介護サービス情報公表制度」により事業所の基本データとサービス提供の現状が閲覧できることになりました。下記のホームページより閲覧ください。

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/23/index.php>

愛知県 | 介護事業所検索「介護サービス情報公表システム」

検索

サービス契約に当り、重要事項説明書及びサービス内容説明書の説明をしました。

説明日	年 月 日
住所	名古屋市名東区香南2丁目1302 高木ビル2D号室
事業所名	コープあいち福祉サービス名東
説明者	印

重要事項説明書（訪問介護・介護予防訪問サービス）

訪問介護サービスの提供開始に当たり、厚生労働省令 37 号第 8 条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は、次のとおりです。

1. 利用対象の事業所概要

事業所名称	コープあいち福祉サービス豊橋西
所在地	豊橋市牟呂町字松崎 15 番地
介護保険指定事業所番号	2372000030
電話番号（代表）	0532-39-7733
FAX	0532-39-1556
提供可能サービス	訪問介護、介護予防訪問サービス
管理者	加藤 有紀
サービス提供地域	豊橋市

2. コープあいちの概要

名称	生活協同組合コープあいち
代表者名	代表理事 理事長 森 政広
法人の種類	消費生活協同組合
主たる事務所所在地	愛知県名古屋市名東区猪高町大字上社字井堀 25 番地の 1
電話番号（代表）	052-703-1501

3. 事業所の職員体制等（2024年 4月 1日 現在）

職種	人員	勤務体制
管理者	1 名	常勤：サービス提供責任者を兼務
サービス提供責任者	4 名以上	常勤：介護福祉士 7 名 (うち 1 人は管理者と兼務)
訪問介護員（非常勤）	10 名以上	非常勤：介護福祉士 33 名
事務担当者	2 名	非常勤

4. 営業時間

営業日	営業時間
年中無休（365 日）	午前 8 時 30 分から午後 6 時 30 分までとする。 ただし訪問介護員等の派遣時間は 午前 6 時から 午後 10 時までとする。

5. サービス利用料金及び利用者負担（介護保険適用分）

生活援助	
	単位数
20分以上45分未満	179
45分以上	220

身体介護	
	単位数
20分未満	163
20分～30分未満	244
30分～1時間未満	387
1時間～1時間30分未満	567
以降30分毎に	82

（介護保険適用分）

- (1) 上記単位に特定事業所加算Ⅱ（10%）が追加されます。
- (2) 早朝（午前6時～8時）と夜間（午後6時～10時）は、25%加算。ただし、前記時間内に開始した1回のサービスは、時間外も含む場合も25%加算対象時間になります。
- (3) サービス提供責任者の労力に着目した評価
 ※緊急時訪問介護加算・・・利用者や家族からの要請を受けて居宅サービス計画にない訪問介護を行った時にサービス料金に加算させていただきます（1回100単位）。

（介護予防訪問サービス適用分）

対象	利用頻度	介護区分	単位数（1ヶ月）
I	週1回程度の利用が必要な場合	要支援1・2・総合事業対象者	1, 176
II	週2回程度の利用が必要な場合	要支援1・2・総合事業対象者	2, 349
III	IIを超える利用が必要な場合	要支援1・2・総合事業対象者	3, 727

（介護保険・介護予防訪問サービス 共通適用分）

- (1) 利用者負担は自己負担割合に応じた額になります。
- (2) 上記単位に介護職員処遇改善加算Ⅰ（24.5% ※2024年6月より適用）
地域区分加算（1単位：10.21円）が追加されます。
- (3) サービス提供責任者の労力に着目した評価
 ※初回加算・・・新規に訪問介護計画書（介護予防訪問サービス計画）を作成した利用者に対しての加算200単位（初回訪問した月のみ）。
- (4) 公費受給者の皆様につきましては、これまで通り負担に変更はありません。

- (5) 通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要した交通費は、事業所の実施地域を超える地点から自宅までの交通費の実費をいただきます。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次のとおりいただきます。

*事業所の実施地域を超える地点から、キロ数×30円

6. キャンセルについて

- (1) 利用者がサービス内容を中止する場合には、速やかに次の連絡先（またはサービス提供責任者）までご連絡ください。 **TEL：0532-39-7733**
- (2) 利用者の都合でサービスを中止する場合は、サービス利用日の前日（午後 5時 30分）までにご連絡ください。当日キャンセルの場合は、キャンセル料を申し受ける事になりますので、ご了承ください。
 （ただし、利用者の様態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料をいただかない場合もあります）
- (3) キャンセル料は、利用者負担金の支払とあわせてお支払いいただきます。

キャンセルの内容	キャンセル料	備考
サービス利用日当日の場合のみ	1回・・・1,000円	

7. サービス提供責任者・訪問介護員の交代

- (1) 担当訪問介護員の変更を希望する場合は、ご相談ください。
- (2) 事業者の都合によりサービス提供責任者・訪問介護員を変更する場合は、管理者又はサービス提供責任者から事前に連絡します。（緊急の場合はご容赦ください）

8. 利用者負担金の支払方法

基本は、自動引き落としによる支払いをお願いします。

（ご指定の金融機関の口座から毎月1回引き落とします）

ご都合で自動引き落とし以外による支払方法については、ご相談ください。

利用者負担金は、毎月当月末に締めて、翌月27日に利用者指定の金融機関口座から引き落とします。（引き落としの際には事前に通知しますのでご確認ください）

なお、「償還払い」の場合には、一旦利用者が利用料（10割）を支払い、その後、市町村に対して保険給付分の請求をすることになります。

9. 相談窓口・苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

コープあいち福祉サービス豊橋西	電話 0532-39-7733
窓口責任者 加藤 有紀	FAX 0532-39-1556

○公的機関においても苦情申し出などができます。

公的機関名	電話番号
東三河広域連合 介護保険課	0532-26-8471
愛知県国民健康保険団体連合会	052-971-4165

10. 事故発生時、緊急時等の対応

- (1) 家族、主治医、ケアマネジャー、東三河広域連合など連絡を迅速に行ない、適切な対応をします。
- (2) 事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体または財産に損害を及ぼした場合にはその損害を賠償します。
- (3) コープあいち福祉事業では、(株) アイアンドアイの生協福祉事業に関する総合保障制度に加入しています。

○緊急時等は下記の連絡先へご連絡ください。

コープあいち福祉サービス豊橋西	0532-39-7733
対応可能時間	午前8時30分～午後6時30分 (※転送電話で24時間対応)

11. 秘密保持

- (1) 事業者、居宅介護支援専門員、及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密について、利用者や第三者の生命・身体などに危険がある場合などの正当な理由無く第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) あらかじめ利用者の書面による同意を得た場合は、前項の規定に関わらず、事業者は、介護保険法、介護予防・日常生活支援総合事業に関する法令に従い、利用者の居宅サービス計画（介護予防ケアプラン）に基づき、指定居宅サービス等を円滑に、効果的に実施する為に行なうサービス担当者会議等において、必要最低限の利用者及びその家族状況等の個人情報を使用します。
- (3) 第1項の規程にかかわらず、事業者は高齢者虐待防止法に定める通報をなすことができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

12. 第三者評価の実施状況

提供するサービスの第三者評価実施はありません。

13. 虐待の防止

○事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者（管理者・加藤 有紀）

- (2) 法人として虐待防止委員会を設置し定期的に委員会を実施し結果の周知徹底を図っています。
- (3) 成年後見制度の利用を支援します。
- (4) 苦情解決体制を整備しています。
- (5) 従業者に対する虐待防止を啓発普及するための研修を実施しています。

1 4. 身体拘束等の禁止

- (1) 事業者は、サービスの提供において、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- (2) やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- (3) 事業者は、身体拘束等の適正化を図るための検討委員会開催とその結果の周知徹底を図ります。
- (4) 身体拘束等の適正化のための指針を整備するとともに、従業者に対し、研修を実施します。

1 5. BCP 計画の策定

- (1) 自然災害（台風含む）が事業所内で発生した場合において、事業を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定めています。
- (2) 新型コロナウイルス感染症同様の 2 類相当の感染者（感染疑いを含む）等が事業所内で発生した場合においても、サービス提供を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、定めた実施事項を平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定めています。

1 6. カスタマーハラスメントに関する指針

ご利用者様との信頼に基づいた関係を結ぶためにも下記の行動・行為があった際には、サービス提供の中止等をさせていただく場合がございます。

- (1) 大声や暴言、脅迫的な言動により、当事業所職員に迷惑を及ぼすこと（尊厳や人格を傷つけるような行為）
- (2) 当事業所職員に対する暴力行為、もしくはその恐れが強い場合。
- (3) 解決しがたい要求を繰り返し行い、業務を妨害すること。
- (4) 当事業所職員にみだりに接触すること、卑猥な発言などの公然わいせつ行為及びストーカー行為をする事。
- (5) 正当な理由なく居宅内・施設内に当事業所職員をとどまらせること。
- (6) 当事業所の了承を得ず、撮影や録音をすること。
- (7) 謝罪や謝罪文を強要すること。
- (8) 当事業所の備品、材料等の器物破損行為。
- (9) その他当事業所の迷惑となる行為及びサービス提供に支障をきたす行為。

17. その他重要事項

従業者に対する贈り物や飲食のもてなしはご遠慮させていただきます。

18. 介護サービス情報公表について

「介護サービス情報公表制度」により事業所の基本データとサービス提供の現状が閲覧できることになりました。下記のホームページより閲覧ください。

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/23/index.php>

愛知県 介護事業所検索介護サービス情報公表システム

検索

